

**令和4年度  
指定障害福祉サービス事業者等集団指導資料**

令和5年3月  
青森県健康福祉部障害福祉課

## 目 次

資料番号	資 料 名
資料 1	障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応について
資料 2	会計検査院等の検査における指摘について
資料 2	(別紙) 定員超過利用減算の取扱い
資料 2	(別添様式) 定員超過確認シート.xlsx
資料 3	令和3年度実地指導における主な指導事項
資料 4	障害福祉サービス等の提供における不適正事例について
資料 5	補助事業の適正な取り扱いについて
資料 6	サービス管理責任者等の研修及び経過措置について
資料 7	感染症の予防・まん延の防止のための措置について
資料 8	業務継続計画 (BCP)の策定について
資料 9	介護職員等による喀痰吸引等行為の実施について
資料10	青森県保育・障害福祉サービス事業所等認証評価制度について
資料11	各種申請・届出 (指定・変更等) に当たっての留意事項について
資料12	障害福祉サービス等情報公表制度について
資料13	災害発生時における障害者支援施設等の被災状況の把握について
資料14	業務管理体制の整備に関する届出について
資料15	障害児通所支援事業所等における送迎時の安全管理の徹底について
資料16	介護福祉士国家資格における経過措置について
資料17	青森県における農福連携の取組の推進について
資料18	障害者総合支援法等の一部改正について

## 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応について

- ▶ 当資料では、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月24日法律第79号）を「障害者虐待防止法」として記載しています。
- ▶ 当資料は、厚生労働省が平成30年6月に作成した「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」をもとに作成しました。
- ▶ 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」は、県ホームページ「障害者虐待の防止等について」にも掲載しておりますので、御参照ください。

【URL】

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/shogaisha-gyakutai-boshi.html>

## 障害福祉サービス事業所における適切な処遇の確保について

- ▶ 令和4年度、県内の障害者支援施設において、職員による利用者への虐待事案が短期間に複数確認される事態が発生しました。
- ▶ 各事業所におかれては、利用者への虐待防止及び適切な処遇の確保について、改めて万全を期すとともに、令和4年4月からすべての事業所に対して義務付けられている虐待の発生又は再発を防止するための措置に基づき、虐待防止委員会の設置・定期開催、職員に対する虐待防止に関する研修の実施など、障害児者に対する人権擁護の確立に取り組んでいただくようお願いします。

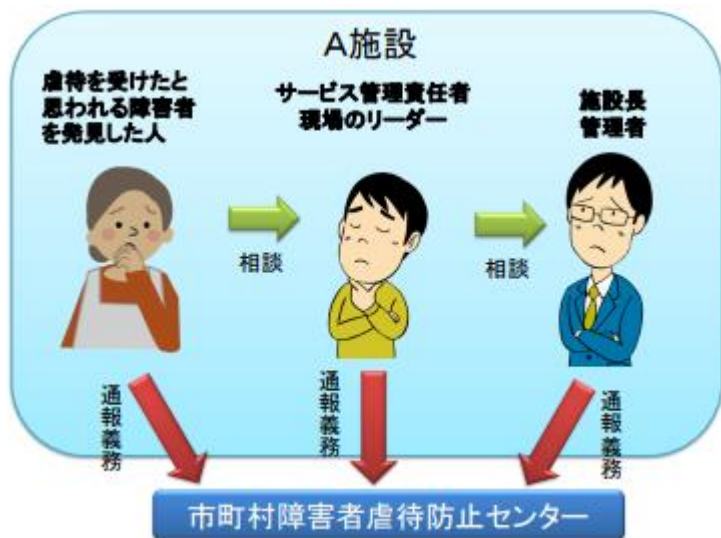


# 虐待行為の類型

区分	内容	具体例		
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちする</li> <li>・殴る、蹴る</li> <li>・壁に叩きつける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる</li> <li>・やけど</li> <li>・打撲させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、部屋に閉じ込めるなど）</li> <li>※やむを得ず行う場合、3要件全てに当てはまること</li> </ul>
性的虐待	性的な行為やそれを強要すること。（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性交</li> <li>・性器への接触</li> <li>・性的行為を強要する</li> <li>・裸にする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キスする</li> <li>・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わいせつな映像を見せる・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する</li> </ul>
心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる</li> <li>・怒鳴る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ののしる</li> <li>・悪口を言う</li> <li>・仲間に入れない</li> <li>・子ども扱いする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人格をおとしめるような扱いをする</li> <li>・話しかけているのに意図的に無視する</li> </ul>
放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事や水分を十分に与えない</li> <li>・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している</li> <li>・あまり入浴させない</li> <li>・汚れた服を着させ続ける</li> <li>・排泄の介助をしない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・髪や爪が伸び放題・室内の掃除をしない</li> <li>・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる</li> <li>・病気やけがをしても受診させない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校に行かせない</li> <li>・必要な福祉サービスを受けさせない、制限する</li> <li>・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する</li> </ul>
経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金や賃金を渡さない</li> <li>・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない</li> </ul>

## 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務

- ▶ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、市町村に通報する義務があります。（障害者虐待防止法第16条）
- ▶ 障害者福祉施設等の管理者やサービス管理責任者等が、施設等の内部で起きた障害者虐待の疑いについて職員から相談を受けた場合、職員からの相談内容や虐待を受けたとされる障害者の様子等から、**虐待の疑いを感じた場合**は、相談を受けた管理者等も**市町村に通報する義務**が生じます。



出展：障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和4年4月） 厚生労働省

施設等で障害者虐待があったと思われる場合は、誰もが市町村に通報する義務を有することになります。

障害者虐待の事案を施設等の中で抱え込んでしまうことなく、市町村、都道府県の事実確認調査を通じて障害者虐待の早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

放置、隠蔽等の不適切で悪質な管理により、通報義務が適切に果たされない場合も・・・

（事例）

- 『介護福祉士が入所者を殴り骨折、施設は**事故として処理**』
- 『職員の暴行後利用者が死亡、施設長が上司に**虚偽報告**』
- 『職員2人に罰金30万円の略式命令判決 **証拠隠滅**の罪で』

## 障害者福祉施設従事者等による虐待（と認められた）件数の推移 [青森県]

		H27	H28	H29	H30	R1	R2
虐待判断件数計		6	2	3	10	10	16
虐待行為 の類型	身体的	4	1	1	5	5	12
	性的	1			2	1	4
	心理的	1			2	4	7
	放置等						3
	経済的		1	2	1		1
	計	6	2	3	10	10	27

※1件の事例に対し、複数の虐待行為の類型がある場合があるため、虐待判断件数と虐待行為の種類の件数は一致しない。

# 虐待が疑われる事案が発生した場合の対応

## 1 市町村に通報した上で行政と連携して対応

市町村に通報することなく施設の中だけで事実確認を進め、事態収束させてしまうことは、障害者虐待防止法第16条第1項の**通報義務違反**

## 2 通報者の保護

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に**解雇その他不利益な取り扱いを受けない**（障害者虐待防止法第16条第4項）

## 3 市町村・都道府県による事実確認への協力

## 4 虐待を受けた障害者や家族への対応

虐待を受けた**利用者の安全確保を最優先**に。また、事実確認をしっかりと行った上で、虐待を受けた利用者やその家族に対し、施設内で起きた事態について謝罪も含めて誠意ある対応（事案内容によっては役職員同席の上家族会開催）を行い、信頼回復に努める

## 5 原因の分析と再発の防止

## 6 虐待した職員や役職者への処分等

# 虐待を防止するための体制について

## 1 運営責任者の責務

- ▶ 理念・使命・長期目標（計画）の策定、人材育成

## 2 運営基準の遵守

## 3 事業所の体制整備

- ▶ 虐待防止委員会の設置
- ▶ 虐待防止マネージャーの設置（サービス管理責任者等）
- ▶ 体制を整備するだけで終わらず、**形骸化しないよう実効的な組織形態にする必要**

## 4 虐待防止委員会の役割

- ▶ 虐待防止のための計画づくり
- ▶ 虐待防止のチェックとモニタリング
- ▶ 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

## 5 職員への周知徹底

- ▶ 倫理綱領・行動指針等の制定、虐待防止マニュアルの作成
- ▶ 権利侵害防止の掲示物等による周知

## 6 通報の手順

- ▶ 組織として速やかな対応と未然防止に努めるため、事前に報告、通報の手順や報告様式等を定めておくことが望ましい。

注：職員による利用者への虐待事案が発生した場合は、県で定める「**社会福祉施設等における事故・不祥事案及び感染症等発生時等の報告取扱要領**」に基づき速やかに報告すること。

## 令和4年4月から義務化

## 2 運営基準の遵守

### ▶ 虐待防止委員会の定期開催及びその結果の従業員への周知徹底

- ・ 委員会の役割は左記のとおり
- ・ 構成員の責務と役割を明確化する
- ・ 施設長や虐待防止担当者が参画
- ・ 年1回以上開催（身体拘束等適正化検討委員会との一体的設置、運営可）
- ・ 虐待防止のための指針の作成が望ましい

### ▶ 従業員に対する定期的な研修の実施

- ・ 年1回以上実施
- ・ 新規採用時には必ず実施

### ▶ 虐待の防止等のための責任者の設置

- ・ サービス管理責任者等を配置

# 虐待を防止するための体制について

## 障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

### 虐待防止委員会の役割

研修計画の策定 / 職員のストレスマネジメント / 苦情解決 / チェックリストの集計、分析と防止の取組検討  
事故対応の総括 / 他の施設との連携 / 身体拘束に関する適正化についての検討 等

### 虐待防止委員会

委員長：管理者  
委員：虐待防止マネージャー  
（サービス管理責任者等）  
看護師・事務長  
利用者や家族の代表者  
苦情解決第三者委員など

合同開催も可

### 虐待防止委員会

委員長：管理者  
委員：虐待防止マネージャー  
（サービス管理責任者等）  
看護師・事務長  
利用者や家族の代表者  
苦情解決第三者委員など

合同開催も可

### 虐待防止委員会

委員長：管理者  
委員：虐待防止マネージャー  
（サービス管理責任者等）  
看護師・事務長  
利用者や家族の代表者  
苦情解決第三者委員など

### 事業所A

### 虐待防止マネージャー

各部署の責任者  
サービス管理責任者など

### 虐待防止マネージャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

### 事業所B

### 虐待防止マネージャー

各部署の責任者  
サービス管理責任者など

### 虐待防止マネージャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

### 事業所C

### 虐待防止マネージャー

各部署の責任者  
サービス管理責任者など

### 虐待防止マネージャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

# 人権意識、知識や技術向上のための研修

## 1 考えられる研修の種類

① 管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修

施設の設置者、管理者等に対する研修は特に重要

② 職員のメンタルヘルスのための研修

風通しのよい職場づくり（職員の孤立防止）  
アンダーコントロールの習得 など

③ 障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修

知識不足、技術不足が虐待の要因に

④ 事例検討

チームでの多角的な検討  
抱え込みの防止

⑤ 利用者や家族等を対象にした研修

利用者や家族に対する虐待防止法の理解や早期発見のための研修

## 2 研修を実施する上での留意点

- ① 福祉職に限らず、広い意味での支援者として関係職員に対して研修を実施する。
- ② 職場内研修（OJT）と職場外研修（Off JT）の適切な組合せにより実施する。
- ③ 年間研修計画の作成と見直しを虐待防止委員会で定期的に行い、研修の実施内容を検証し、評価する。



# 虐待を防止するための取組について

## 1 日常的な支援場面の把握

### ① 管理者による現場の把握

- ・ 管理者による支援場面の様子や業務実態の把握
- ・ 職員との意思疎通が重要

幹部の責任は **重大!**

### ② 性的虐待防止の取組

- ・ 性的虐待は、被害者や家族が告発、通報等を控えることで**潜在化しやすい**
- ・ スマートフォン等のカメラ機能を悪用して、撮影し、記録に残す悪質な犯行も

#### 【対策の例】

可能な限り同性介助できる体制を整備  
勤務中はスマートフォン等の携行を禁止 など

### ③ 経済的虐待防止の取組

- ・ 利用者の現金や銀行口座からの横領、利用者名義での私的契約、事業資金への流用  
利用者の家族による使い込み など

#### 【対策の例】

預金通帳と印鑑を別々に保管  
複数人で常に確認できる体制で出納事務を行う  
保管依頼書や個人別出納台帳等の書類を整備  
預かり財産の抜打ち検査 など



# 虐待を防止するための取組について

## 2 風通しのよい職場づくり

### 虐待が行われる背景

#### 組織の 要因

業務多忙、人員不足  
研修や育成が不十分  
虐待・権利擁護に係る意識の低さ  
(理念の欠如)  
相談体制がない  
職員間の関係不良

#### 組織の閉塞性・閉鎖性

専門性の欠如(知識・経験・技術不足)  
虐待・権利擁護に係る知識不足  
適性の問題  
業務負担等のストレス  
相談できる相手がいない  
倫理観の欠如

#### 職員の 要因

虐待が行われる背景として、密室の環境下で行われるほか、組織の閉塞性・閉鎖性が指摘されている。

#### 虐待発生リスク

相談  
体制が  
ない

相談し  
にくい  
雰囲気

相談  
しても  
無駄

コミュ  
ニケー  
ション  
不良

一人で  
抱え  
込む

スト  
レス

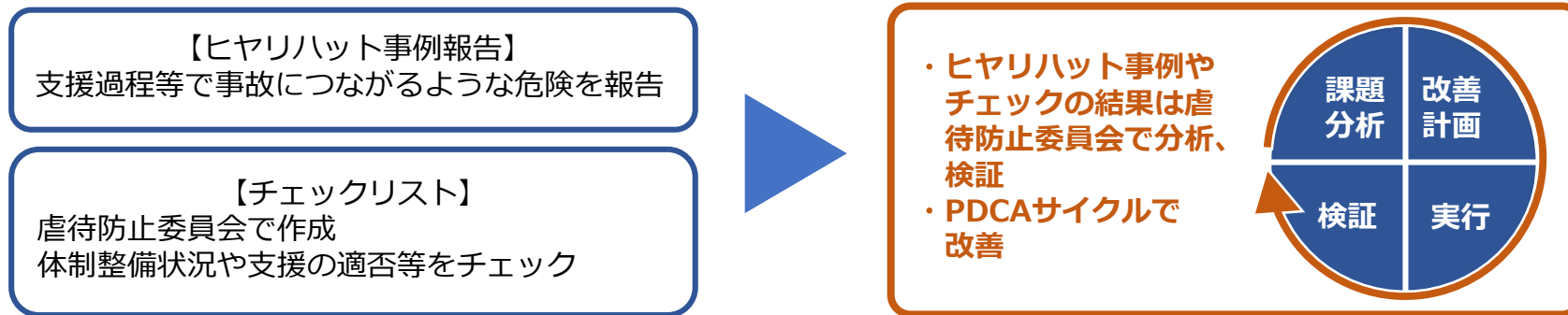
あき  
らめ

日頃から相談・協力しあえる環境  
会議で話し合い、取り組める体制  
不適切な対応、適切な対応を共有できる体制

# 虐待を防止するための取組について

## 3 虐待防止のための具体的な環境整備

### ① 事故・ヒヤリハット事例報告書、自己チェック表とPDCAサイクルの活用



### ② 苦情解決制度の利用



### ③ サービス評価やオンブズマン、相談支援専門員等外部の目の活用



# 虐待を防止するための取組について

## 3 虐待防止のための具体的な環境整備

### ④ ボランティアや実習生の受入と地域との交流

第三者が出入りできる環境、多くの目で利用者を見守る環境  
第三者の感想や意見を聞く

虐待の予防機会の増加

### ⑤ 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用

#### 成年後見制度

市町村が制度の周知、審判開始の請求、経済的負担の軽減措置を実施

自ら権利を擁護することが困難な障害者が不利益を被らないよう支援

#### 日常生活自立支援事業

社会福祉協議会が実施  
福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行う

経済的虐待や財産上の不当取引による被害等を防止

# 身体拘束等の廃止と支援の質の向上

## 1 身体拘束の廃止に向けて

- ▶ 正当な理由なく障害者の身体を拘束することは**身体的虐待に該当**
- ▶ 緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行ってはならない
- ▶ やむを得ず身体拘束等を行う場合は、「**その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない**」

## 2 やむを得ず身体拘束等を行うときの留意点

### (1) やむを得ず身体拘束を行う場合の**3要件**

以下3要件を**すべて満たす必要**

#### ① 切迫性

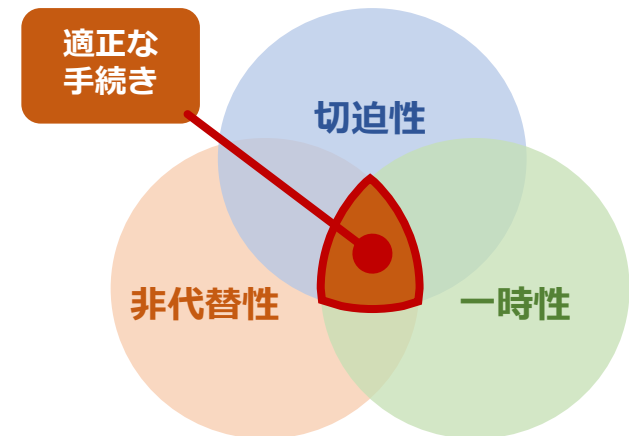
利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い

#### ② 非代替性

身体拘束等以外に代替する方法がない

#### ③ 一時性

身体拘束等が一時的である



# 身体拘束等の廃止と支援の質の向上

## 2 やむを得ず身体拘束等を行うときの留意点

### (2) 手続き

#### ① 組織による決定と個別支援計画への記載

個別支援会議等において組織としての慎重な判断

身体拘束の態様・時間、やむを得ない理由を個別支援計画に記載

#### ② 本人・家族への十分な説明、同意

#### ③ 行政への相談、報告

障害者虐待防止センター等への相談、報告

#### ④ 必要な事項の記録

身体拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等

記録がない場合は運営基準違反を問われる

# 身体拘束等の廃止と支援の質の向上

## 3 身体拘束等の適正化の推進 【令和3年度障害福祉サービス等報酬改定】

### 運営基準

(訪問系サービス以外)

①は規定済み。②から④の規定を追加し、令和3年4月から努力義務化、**令和4年4月から義務化**。

(訪問系サービス)

①から④を追加し、①は**令和3年4月から義務化**、②から④については、令和3年4月から努力義務化、**令和4年4月から義務化**。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由その他必要な事項を**記録**すること
- ② 身体拘束等の適性化のための対策を検討する**委員会を定期的**に開催するとともに、その**結果について、従業者に周知徹底**を図ること
- ③ 身体的拘束等の適正化のための**指針を整備**すること
- ④ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための**研修を定期的**に実施すること

### 身体拘束廃止未実施減算

運営基準の①から④を満たしていない場合に基本報酬を減算（身体拘束廃止未実施減算 5単位/日）

(訪問系サービス以外) ①の未実施減算は適用済み。②から④は**令和5年4月から適用**

(訪問系サービス) ①から④の**すべてについて令和5年4月から適用**

# 身体拘束等の廃止と支援の質の向上

## 4 座位保持装置等に附属するベルトやテープの使用

本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる行為

身体拘束に該当する行為

体幹を安定させることで稼働性を高める目的で使用されるベルトやテーブル

一律に身体拘束と判断することは適当でない

- ・ 使用場面や目的・理由の明確化
- ・ 利用者等の意見・同意を個別支援計画に記載

※漫然と長時間放置するような行為は身体拘束に当たる場合あり。

## 5 身体拘束としての行動制限について

やむを得ず身体拘束等の行動制限を行わざるを得ない場面

- ・ 必要性を慎重に判断
- ・ 範囲は最小限に

行動障害に対する知識や支援技術が不十分

- ・ 行動制限が日常化
- ・ 3要件に該当しない可能性

- ・ 職員の行動障害に対する知識や支援技術の向上
- ・ 行動制限、身体拘束解消に向けた道筋明確化
- ・ 職員全体で支援の質の向上に取組み

## 6 行動障害のある利用者への適切な支援

【行動障害とは】

- ・ 本人の健康を損ねる行動、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が高い頻度（著しい場合は強度行動障害）で起こる状態
- ・ 知識と技術を有した適切な支援を行うことのできる職員の育成が必要

- ・ 強度行動障害支援者養成研修の活用  
（県社会福祉協議会への委託により実施）

# 身体拘束等の廃止と支援の質の向上

## 強度行動障害支援者養成研修について

- 強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としているため、現状では事業所の受入れが困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。
- 一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されていることから、地域生活支援事業において、強度行動障害を有する者に対して適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする体系的な研修を実施しているところ。

国立のぞみの園

**(指導者養成研修)**

- 基礎研修・実践研修の指導者を養成するための研修を実施

都道府県

- 障害福祉サービス等事業所の職員に対して、以下のとおり基礎研修・実践研修を実施

障害福祉サービス等事業所

サービス管理責任者クラスの職員

平成26年度～ 強度行動障害支援者養成研修  
**(実践研修)** 講義＋演習(12時間)

支援現場の職員

平成25年度～ 強度行動障害支援者養成研修  
**(基礎研修)** 講義＋演習(12時間)



# 会計検査院等の検査における指摘について

令和3年度、会計検査院の検査において、県が指定する障害福祉サービス等事業者が**報酬の過大請求(定員超過利用減算未適用)について指摘を受ける事例**が発生しました。

国・県等の検査(実地指導)において指摘を受けた場合、過去5年度分までさかのぼり、報酬の過大請求に係る返還額を算定したり、必要な書類を作成するなど、多大な労力を要します。

障害福祉サービス事業者等は、障害者総合支援法、児童福祉法その他関係法令及び関係通知等において定められた基準等を遵守し、適正な事業運営及び報酬請求を行うよう、十分注意してください。

## ◆定員超過利用減算について

- ・以下に該当する場合は、当該1日又は当該1月間について利用者全員につき減算となります。
- ・減算の場合、算定される単位数は所定単位数の70%となります。

対象サービス		障害福祉サービス事業所等		障害児通所支援事業所等	
		生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型	療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練、施設入所支援	児童発達支援、医療型児童発達支援(指定発達支援医療機関を除く。)、放課後等デイサービス、基準該当通所支援	障害児入所支援(指定発達支援医療機関を除く。)
1日あたりの 利用実績	利用定員 50人以下 ※2	利用者数 > 利用定員 × 150%	利用者数 > 利用定員 × 110%	利用者数 > 利用定員 × 150%	
	利用定員 51人以上 ※2	利用者数 > (利用定員 - 50) × 125% + 75	利用者数 > (利用定員 - 50) × 105% + 55	利用者数 > 利用定員 + (利用定員 - 50) × 125% + 25	
直近の過去 3か月間の 利用実績	利用定員 11人以下 ※1	過去3か月間の延べ利用者数 > (利用定員 + 3) × 過去3か月間の 開所日数 ※2	過去3か月間の延べ 利用者数 > 利用定員 × 過去3 か月間の開所日数 × 105%	過去3か月間の延べ利用者数 > (利用定員 + 3) × 過去3か月間の 開所日数	過去3か月間の 延べ利用者 数 > 利用定員 × 過去3か月間 の開所日数 × 105%
	利用定員 12人以上 ※1	過去3か月間の延べ利用者数 > 利用定員 × 過去3か月間の開所 日数 × 125% ※2		過去3か月間の延べ利用者数 > 利用定員 × 過去3か月間の開所 日数 × 125%	

直近の過去3か月間の利用実績において、2つある計算式のうちどちらを用いるか判断する**利用定員(※1)**は、**多機能型事業所の場合は、複数のサービスの利用定員の合計数**で判断し、計算で用いる**利用定員(※2)**はサービス単体の利用定員を用いる。

例: 就労継続支援A型10人、就労継続支援B型20人 = 合計30人

↑ 合計利用定員数が12人以上であるため、いずれのサービスも「12人以上」の場合の計算式を用いる。

## 障害児通所支援における定員超過利用減算の要件等について

### 1.事業所における定員超過状況の確認について

児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）においては、以下の定員超過及び定員超過利用減算の要件について改めて確認されたい。

定員を超過して利用者を受け入れている事業所においては、毎月の報酬の請求に当たって、別添の「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」により、定員超過利用減算の算定の要否の確認を行い、定員超過利用減算の算定に遺漏がないようにされたい。

### 2.定員超過について

#### (1) 基本原則

事業所は、指定基準（※）において利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービス（以下「通所支援」という。）の提供を行ってはならないこととしている。

利用定員を超過して障害児に通所支援を行うことは指定基準を満たさないことになるため、事業所においては、利用定員を超過しないよう、障害児の利用する曜日等の調整をするものとする。

（※）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

#### (2) やむを得ない事情がある場合の取扱い

定員超過については、災害、虐待その他のやむを得ない事情（以下「やむを得ない事情」という。）がある場合は、この限りではない。事業所においては、やむを得ない事情が無く利用定員を超過している場合は、速やかに是正を図るよう努めるものとする。

やむを得ない事情がある場合の考え方は、以下のQ&Aも参照するものとする。

## 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.4(令和3年5月7日)

問 28 定員超過は、指定基準において「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に可能としているが、以下のような理由も「やむを得ない事情」として認められるのか。また、「やむを得ない事情」については、これらの理由のほか、各都道府県等において個別の事情ごとに判断して差し支えないと考えてよいか。

ア 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合。

イ 障害児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所での受け入れをしないと、障害児の福祉を損ねることとなる場合。

(答)

いずれの場合も、「やむを得ない事情」があるものとして差し支えない。また、都道府県等において個別の事情ごとに判断する取扱いも貴見のとおりである。

アのようなケースについては、利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態でなければ、速やかに是正を図る必要はない。

イのようなケースについては、既存の利用者が利用をやめる際に、利用人数の調整を行うなどの方法で是正を図れば足りるものとする。

上記Q&Aの「利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態」かどうかは、1月における利用児童数（やむを得ない事情がある障害児の数は除く）の合計人数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数を超えるかどうかで判断するものとする。

例) 利用定員10人、1月の開所日数が22日の場合

●  $10 \text{人} \times 22 \text{日} = 220 \text{人}$  (延べ障害児数)

⇒ 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児を受け入れていることで、定員を超過する日があったとしても、当該月の延べ障害児数が220人を超えない場合、「利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態」には該当しない。

### 3. 定員超過利用減算について

原則、次の(1)及び(2)の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、(1)又は(2)の範囲を超える定員超過利用については、定員超過利用減算を行うこととしている。これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

#### (1) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

##### ① 利用定員50人以下の場合

1日の障害児の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの障害児の数をいう。以下同じ。）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用定員をいう。以下同じ。）に 100分の150 を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。

(例1)定員10人の場合・・・10人×1.5＝15人

- 1日の障害児の数が15人:定員超過利用減算とならない。
- 1日の障害児の数が16人:定員超過利用減算となる。

(例2)定員5人の場合・・・5人×1.5＝7.5人→8人(小数点以下切り上げ)

- 1日の障害児の数が8人:定員超過利用減算とならない。
- 1日の障害児の数が9人:定員超過利用減算となる。

## ②利用定員51人以上の場合

1日の障害児の数が、利用定員に、当該利用定員から50を差し引いた数に100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。

(例)定員60人の場合・・・60人+(60人-50)×0.25+25=87.5人→88人(小数点以下切り上げ)

- 1日の障害児の数が88人:定員超過利用減算とならない。
- 1日の障害児の数が89人:定員超過利用減算となる。

## (2) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

### ①利用定員12人以上の場合

直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行うものとする。なお、開所日は暦日ではない点に留意する。

(例)利用定員30人、1月の開所日数が22日の場合

- 30人×22日×3月＝1,980人
- 1,980人×1.25＝2,475人(受入可能延べ障害児)  
⇒3月間の総延べ障害児数が2,475人を超える場合に減算となる。

### ②利用定員11人以下の場合

直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。

(例)利用定員10人、1月の開所日数が22日の場合

- (10人+3)×22日×3月＝858人(受入可能延べ障害児)⇒3月間の総延べ障害児数が858人を超える場合に減算となる。

## (3) 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

多機能型事業所における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利用減算については、(1)及び(2)と同様とする。

ただし、当該多機能型事業所が行う複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあっては、当該サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出するものとする。

(例1) 利用定員30人の多機能型事業所(児童発達支援の利用定員10人、生活介護の利用定員20人)の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算

- 児童発達支援・・・10人×1.5=15人
  - 1日の障害児の数が15人:定員超過利用減算とならない。
  - 1日の障害児の数が16人:定員超過利用減算となる。(児童発達支援のみ)
- 生活介護・・・20人×1.5=30人
  - 1日の障害者の数が30人:定員超過利用減算とならない。
  - 1日の障害者の数が31人:定員超過利用減算となる。(生活介護のみ)

(例2) 利用定員30人、1月の開所日数が22日の多機能型事業所(児童発達支援の利用定員10人、生活介護の利用定員20人)の場合の過去3月間の利用実績による定員超過利用減算

- 児童発達支援
  - 10人×22日×3月=660人
  - 660人×125%=825人(受入可能延べ障害児数)
  - ⇒3月間の総延べ障害児数が825人を超える場合、児童発達支援は減算となる。
- 生活介護
  - 20人×22日×3月=1,320人
  - 1,320人×125%=1,650人(受入可能延べ障害者数)
  - ⇒3月間の総延べ障害者数が1,650人を超える場合、生活介護は減算となる。

#### **(4) やむを得ない事由により障害児の数から除外するときの取扱い**

なお、2の(2)に記載したQ&Aにおける「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する)。

※ (1)～(4)の計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。

#### **(5) 定員超過利用の前提となる適正なサービス提供について**

定員超過利用を可能とする前提となる「適正なサービスの提供」について、具体的な取扱いは以下のとおりとしている点に留意すること。

なお、人員基準等を満たしている場合でも、(1)又は(2)の範囲を超える定員超過利用については、定員超過利用減算を行う必要がある点にも留意すること。

#### **令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.4 (令和3年5月7日)**

問26 報酬告示の留意事項通知において、「利用定員を上回る障害児を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスが確保されることを前提に可能とする」とあるが、適正なサービスが確保されているかどうかはどのように考えるのか。

(答)

実際の利用人数に応じた人員基準や設備基準を満たしていること(例:利用人数が12人の場合、児童指導員又は保育士を3人配置すること)を想定している。

なお、災害の直後に必要な児童指導員等の確保ができない場合等合理的な理由が認められる場合は、利用定員に応じた人員基準（例：利用定員10人の場合で12人利用するときに、児童指導員又は保育士を2人配置）のまま定員超過することもやむを得ないものとする。

# 障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート

令和    年度分

- 定員超過利用減算は過去3ヶ月分の利用状況により算出するため、定員超過が生じた場合、当該月の前後2ヶ月についても利用者数等を入力すること。
  - ※ 例えば、4月に定員超過が生じたときは、2月、3月、5月、6月にも入力が必要。前年度の2月に定員超過が生じたときは、1月、3月、4月にも入力が必要（欄が無い前年度12月以前は記入不要）。
  - ※ 本シートを作成する「定員超過が生じた場合」は、1日でも利用定員を超過した日があるときも含み、また、災害等やむを得ない事由により定員超過となっている場合も含めるものとする。
- 本様式により定員超過利用減算の算定が不要と確認した月であっても、当該月のうち、1日に利用定員の150%を超えるなど一定の範囲を超えて障害児を受け入れた日がある場合には、当該日について定員超過利用減算の算定が必要となる点に留意すること。

事業所名	
提供サービス名	
提供単位(単位分けを行っている場合のみ記入)	

水色のセルに入力をしてください。  
(色のないセルは自動入力です。)

★ 数字の入力方法や、⑧に表示される用語の意味については、「記載例・表示内容の説明」のシートもご確認ください。

	前年度			令和 0 年度												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
① 延べ利用者数(人) (注1)																
② 過去3ヶ月間の延べ利用者数(人)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 利用定員(人)																
④ 開所日数(日)																
⑤ 利用定員×開所日数 (③×④)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 受入可能延べ利用者数(人) (注2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 過去3ヶ月間の受入可能延べ利用者の合計数(人)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 定員超過利用減算の算定の要否 (②>⑦=減算必要)				error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error

(注1) 災害等やむを得ない事由により受け入れる障害児は、①の人数から除くことができる。ただし、「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する)。

(注2) 利用定員が12人以上の場合:「⑤×(125/100)」、11人以下の場合:「(③+3)×④」

# 障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート

令和    年度分

## (複数サービス毎に利用定員を定めている多機能型事業所用)

- 定員超過利用減算は過去3ヶ月分の利用状況により算出するため、定員超過が生じた場合、当該月の前後2ヶ月についても利用者数等を入力すること。
  - ※ 例えば、4月に定員超過が生じたときは、2月、3月、5月、6月にも入力が必要。前年度の2月に定員超過が生じたときは、1月、3月、4月に入力が必要（欄が無い前年度12月以前は記入不要）。
  - ※ 本シートを作成する「定員超過が生じた場合」は、1日でも利用定員を超過した日があるときも含み、また、災害等やむを得ない事由により定員超過となっている場合も含めるものとする。
  
- 本様式により定員超過利用減算の算定が不要と確認した月であっても、当該月のうち、1日に利用定員の150%を超えるなど一定の範囲を超えて障害児を受け入れた日がある場合には、当該日について定員超過利用減算の算定が必要となる点に留意すること。

事業所名	
提供サービス名	
提供単位(単位分けを行っている場合のみ記入)	

水色のセルに入力をしてください。  
(色のないセルは自動入力です。)

★ 数字の入力方法や、⑨に表示される用語の意味については、「記載例・表示内容の説明」のシートもご確認ください。

	前年度			令和 0 年度												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
① 延べ利用者数(人) (注1)																
② 過去3ヶ月間の延べ利用者数(人)	/	/	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 利用定員(人) ※多機能型事業所における複数サービスの利用定員の合計数																
④ 利用定員(人) ※サービス単体の利用定員数																
⑤ 開所日数(日)																
⑥ 利用定員×開所日数 (④×⑤)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 受入可能延べ利用者数(人) (注2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 過去3ヶ月間の受入可能延べ利用者の合計数(人)	/	/	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 定員超過利用減算の算定の要否 (②>⑧=減算必要)	/	/	/	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error

(注1) 災害等やむを得ない事由により受け入れる障害児は、①の人数から除くことができる。ただし、「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する)。

(注2) 利用定員が12人以上の場合:「⑥×(125/100)」、11人以下の場合:「(④+3)×⑤」



# 記載例・表示内容の説明

## 障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート

令和 **4** 年度分

年度を入力してください。

- 定員超過利用減算は過去3ヶ月分の利用状況により算出するため、定員超過が生じた場合、当該月の前後2ヶ月についても利用者数等を入力すること。  
※ 例えば、4月に定員超過が生じたときは、2月、3月、5月、6月にも入力が必要。前年度の2月に定員超過が生じたときは、1月、3月、4月にも入力が必要（欄が無い前年度12月以前は記入不要）。  
※ 本シートを作成する「定員超過が生じた場合」は、1日でも利用定員を超過した日があるときも含み、また、災害等やむを得ない事由により定員超過となっている場合も含めるものとする。
- 本様式により定員超過利用減算の算定が不要と確認した月であっても、当該月のうち、1日に利用定員の150%を超えるなど一定の範囲を超えて障害児を受け入れた日がある場合には、当該日について定員超過利用減算の算定が必要となる点に留意すること。

- ・ 4月だけ定員超過が生じた場合は、6月まで入力した時点で下のような表になります。
- ・ この例では、5月・6月で、②「過去3ヶ月間の延べ利用者数」が、⑦「過去3ヶ月間の受入可能延べ利用者の合計数」を超えるので、5月と6月の⑧の欄に、「減算必要」と表示されています。そのため、5月と6月は、定員超過利用減算を算定する必要があります。
- ・ 7月は、②が⑦の数字を超えていないので、⑧の欄に、「減算不要」と表示されます。7月は、定員超過利用減算を算定する必要はありません。

事業所名	〇〇事業所
提供サービス名	児童発達支援及び放課後等デイサービス(多機能型)
提供単位(単位分けを行っている場合のみ記入)	単位1

水色のセルに入力してください。  
(色のないセルは自動入力です。)

単位分けを行っている場合、単位の名称を入力してください。事業所で単位の名称を定めていない場合は、どの単位のシートかが分かるよう、適宜名称を設定してください。(「単位1」などの名称でも構いません。)

★ 数字の入力方法や、⑧に表示される用語の意味については、「記載例・説明」のシートもご確認ください。

	前年度			令和 4 年度												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
① 延べ利用者数(人) (注1)		200	200	400	190	190										
② 過去3ヶ月間の延べ利用者数(人)				400	800	790	780	380	190	0	0	0	0	0	0	0
③ 利用定員(人)		10	10	10	10	10										
④ 開所日数(日)		20	20	20	20	20										
⑤ 利用定員×開所日数 (③×④)		0	200	200	200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 受入可能延べ利用者数(人) (注2)		0	260	260	260	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 過去3ヶ月間の受入可能延べ利用者の合計数(人)				520	780	780	780	520	260	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 定員超過利用減算の算定の要否 (②>⑦=減算必要)				error	減算必要	減算必要	減算不要	error	error	error	error	error	error	error	error	error

①、③、④の欄の数字を入力しないと、減算の要否が正しく表示されません。  
入力漏れがないようにしてください。

①の前3ヶ月の数字を合計して、表示しています。

⑥の前3ヶ月の数字を合計して、表示しています。

減算の要否を判定する上で必要な前3ヶ月の数字(①、③、④の欄)が全て入力されない場合、「error」が表示されたままになります。

(注1) 災害等やむを得ない事由により受け入れる障害児は、①の人数から除くことができる。ただし、「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する)。

(注2) 利用定員が12人以上の場合:「⑤×(125/100)」、11人以下の場合:「(③+3)×④」

# 障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート

令和    年度分

## (複数サービス毎に利用定員を定めている多機能型事業所用)

- 定員超過利用減算は過去3ヶ月分の利用状況により算出するため、定員超過が生じた場合、当該月の前後2ヶ月についても利用者数等を入力すること。
  - ※ 例えば、4月に定員超過が生じたときは、2月、3月、5月、6月にも入力が必要。前年度の2月に定員超過が生じたときは、1月、3月、4月に入力が必要（欄が無い前年度12月以前は記入不要）。
  - ※ 本シートを作成する「定員超過が生じた場合」は、1日でも利用定員を超過した日があるときも含み、また、災害等やむを得ない事由により定員超過となっている場合も含めるものとする。
- 本様式により定員超過利用減算の算定が不要と確認した月であっても、当該月のうち、1日に利用定員の150%を超えるなど一定の範囲を超えて障害児を受け入れた日がある場合には、当該日について定員超過利用減算の算定が必要となる点に留意すること。

事業所名	〇〇事業所	例) 利用定員30人の多機能型事業所 ・児童発達支援の利用定員10人	水色のセルに入力をしてください。 (色のないセルは自動入力です。)
提供サービス名	児童発達支援		
提供単位(単位分けを行っている場合のみ記入)			

★ 数字の入力方法や、⑨に表示される用語の意味については、「記載例・表示内容の説明」のシートもご確認ください。

	前年度			令和 0 年度											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 延べ利用者数(人) (注1)	200	300	200	330	220	220	250	220	230	220	260	220	300	220	400
② 過去3ヶ月間の延べ利用者数(人)	/	/	/	700	830	750	770	690	690	700	670	710	700	780	740
③ 利用定員(人) ※多機能型事業所における複数サービスの利用定員の合計数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
④ 利用定員(人) ※サービス単体の利用定員数	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
⑤ 開所日数(日)	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
⑥ 利用定員×開所日数 (④×⑤)	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220
⑦ 受入可能延べ利用者数(人) (注2)	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275
⑧ 過去3ヶ月間の受入可能延べ利用者の合計数(人)	/	/	/	825	825	825	825	825	825	825	825	825	825	825	825
⑨ 定員超過利用減算の算定の要否 (②>⑧=減算必要)	/	/	/	減算不要	減算必要	減算不要	減算不要	減算不要	減算不要	減算不要	減算不要	減算不要	減算不要	減算不要	減算不要

(注1) 災害等やむを得ない事由により受け入れる障害児は、①の人数から除くことができる。ただし、「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する)。

(注2) 利用定員が12人以上の場合:「⑥×(125/100)」、11人以下の場合:「(④+3)×⑤」

# 令和3年度実地指導における主な指摘事項

# 令和3年度実地指導における主な指摘事項

区分	監査項目	サービス種別	不適切事例	要改善・是正事項
指定基準	管理者について	居宅介護	管理者が事業所の同一敷地外にある施設の施設長を兼務している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者は常勤で、かつ、原則として専ら管理業務に従事する者とする。</li> <li>・なお、管理上支障がないものとして他の職務を兼務する場合は、事業所内の他の職務又は同一敷地内のある他の事業所等の職務にのみ従事できることに留意すること。</li> </ul>
指定基準	サービスの質の評価について	就労継続支援B型	提供するサービスの質の評価を行っていない。	事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うこと。また、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図ること。
指定基準	サービスの提供の記録について	就労継続支援B型	サービスを提供した際に記録するサービスの提供日や提供したサービス内容等について、利用者から確認を受けていない。	サービスを提供したことについて利用者から確認を受けること。
指定基準	共同生活援助計画の作成について	共同生活援助	共同生活援助の提供に当たり、共同生活援助計画の作成を確認できない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活援助計画について、アセスメントの実施、サービス管理者の原案作成、関係者による計画作成に係る会議の開催等の手続を実施し、共同生活援助計画を作成すること。</li> <li>・また、作成した共同生活援助計画について、利用者の同意、交付、モニタリングの実施、6か月に1回以上の見直しを行うこと。</li> </ul>

## 令和3年度実地指導における主な指摘事項

区分	監査項目	サービス種別	不適切事例	要改善・是正事項
指定基準	研修計画について	就労継続支援B型	従業員の資質向上のための研修計画を策定していない。	従業員の資質の向上を図るため、研修計画を策定し、研修の機会を計画的に確保すること。
指定基準	支援計画作成について	施設入所支援	支援計画の作成に当たり、会議を開催しているとの説明であるが、会議記録がなく、計画の作成及び決定のプロセスを確認できない。	支援計画の作成に当たり、担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めること。
指定基準	非常災害対策について	放課後等デイサービス	非常災害対策計画が策定されていない。	火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情を勘案した具体的な非常災害対策計画を策定すること。
指定基準	利用者からの預かり金の管理について	共同生活援助	利用者からの預かり金について、管理規程、保管依頼書（契約書）及び個人別出納帳の作成等を確認できない。また、預かり金を担当者1名で管理している。	利用者からの預かり金について、管理規程、保管依頼書（契約書）及び個人別出納帳等を整備するとともに、複数の者による相互チェック及び管理者が自主点検する体制を整備すること。
変更の届出等	業務管理体制の整備に関する届出について	居宅介護	県に業務管理体制の整備に関する事項を届け出していない。	県に業務管理体制の整備に関する事項を届け出ること。

## 令和3年度実地指導における主な指摘事項

区分	監査項目	サービス種別	不適切事例	要改善・是正事項
報酬	共同生活援助計画未作成減算について	共同生活援助	共同生活援助の提供に当たり、共同生活援助計画の作成を確認できない。	共同生活援助計画が未作成となった時点にさかのぼり、訓練等給付費を過誤調整すること。
報酬	就労継続支援B型サービス費及び送迎加算について	就労継続支援B型	就労継続支援B型サービス費及び送迎加算の請求に当たり、利用者が急遽又は事前に利用を中止することが分っていた場合でも、利用回数を減ずることなく、当初利用予定回数そのまま請求している事例が散見された。	就労継続支援B型サービス費及び送迎加算の請求に当たっては、利用実績に基づき請求すること。
報酬	常勤看護職員等配置加算について	生活介護	常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）について、看護職員を常勤換算で2以上配置すべきところ、常勤の看護師1名のみの配置となっており、加算要件を満たしていない。	実地指導実施月から当該加算の算定開始月に遡り自主点検を行った上で、看護職員1名配置の月について過誤調整による返還を行うこと。なお、当該加算については、常勤換算で2以上の看護職員の配置に加え、医療的ケアを必要とする者へ生活介護を提供した場合に算定されるものであることに留意すること。

## 令和3年度実地指導における主な指摘事項

区分	監査項目	サービス種別	不適切事例	要改善・是正事項
報酬	食事提供体制加算について	就労継続支援B型	食事提供体制加算を請求しているが、主食である米飯のみ施設調理で対応し、副食をすべて外部購入により提供している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加算の要件は、自前の調理施設及び調理員による調理であり、主食のみを施設内で提供し、それ以外を出前等により提供する場合は加算の対象とはならないことから、加算要件を満たしていない。</li> <li>・同様の事例がないか、過去5か年間の実績について自主点検を行い、点検結果を報告するとともに、加算要件を満たしていない請求分について過誤調整すること</li> </ul>
報酬	入院時支援特別加算について	施設入所支援	入院時支援特別加算を算定しているが、支援の内容が利用者の入院先への電話連絡のみで、職員による訪問を行っておらず、加算の要件を満たしていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記について過誤調整を行うこと。</li> <li>・また、これまでの請求において、同様の事例がないか、過去5年にさかのぼり自主点検すること。</li> <li>・点検の結果、誤って請求していた事例については、同様に過誤調整することとし、自主点検結果及び過誤調整結果について報告すること。</li> <li>・なお、4日以上入院の場合における当該加算の算定においては、少なくとも月2回以上の入院先等への訪問が要件となるので留意すること。</li> </ul>



# 障害福祉サービス等の提供に おける不適正事例について



## 障害福祉サービス等の提供における不適正事例について

- ▶ 平成31年2月、県が指定する障害児通所支援事業者において、指定取消処分を受ける事例が発生いたしました。
- ▶ 障害福祉サービス事業者等は、障害者総合支援法、児童福祉法その他関係法令及び関係通知等において定められた基準等を遵守し、適正な事業運営及び報酬請求を行う必要があります。
- ▶ 以下、本県の事例及び今年度に他都道府県等において指定取消処分が行われた主な事例について説明いたしますので、各事業者におかれては、これらの事例を踏まえ、あらためて自らの事業の運営状況を振り返り、適正な事業運営及び報酬請求を図っていただくようお願いします。

## 障害福祉サービス等の提供における不適正事例について

### 【本県事例】

#### 平成31年2月処分／放課後等デイサービス／指定取消

- ▶ 不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第5号）
  - ▶ 事業所において実際にはサービスを提供していないにもかかわらず、不正に障害児通所給付費を請求した。
  - ▶ 当該不正の請求に関し、虚偽のサービスの提供の記録を作成した。
- ※ 不正請求額 約67万円  
（返還額については上記不正請求額に100分の40を乗じて得た額が加算となる。）

# 障害福祉サービス等の提供における不適正事例について

## 【他県事例】

### ケース1

#### 令和4年4月処分／居宅介護、重度訪問介護、同行援護／指定取消

- ▶ 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号）
  - ・ 支援実態がないにも関わらず介護給付費を架空に請求した。
  - ・ 道路運送法上の許可を得ていない車両、人員で支援を実施し、不正に介護給付費を請求した。
  - ・ 利用者の居宅以外の場所で支援を実施していたにもかかわらず、介護給付費（居宅介護）を請求した。
  - ・ 算定の要件を満たしていないにもかかわらず、特定事業所加算（Ⅱ）及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を請求した。

### ケース2

#### 令和4年11月処分／共同生活援助／指定取消

- ▶ 人格尊重義務違反（障害者総合支援法第50条第1項第2号）
  - ・ 入居している利用者が、事業者の事情等によりライフラインが止められるなど、実態的にグループホームを退去せざるを得ない状況となったことなど、利用者の生命を脅かし、身体の安全に重大な危害を及ぼした。
- ▶ 人員基準違反及び運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号、第4号）
  - ・ 従業者が事業所に従事しておらず、利用者に対する支援等含め、業務遂行していない。
- ▶ 出頭拒否（障害者総合支援法第50条第1項第7号）
  - ・ 法人代表に出頭をするよう通知したが、指定された期日までに連絡もなく、出頭することもなく、質問に対して答弁もしなかった。

# 障害福祉サービス等の提供における不適正事例について

## ケース3

### 令和4年11月処分／居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護／指定取消

- ▶ 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号）
  - ・元職員があたかもサービス提供したとする虚偽記録を作成し、介護給付費を不正に請求した。
  - ・「福祉・介護職員処遇改善加算」を取得しながら、従業員に対し賃金改善を適正に行わず、不正に請求した。
- ▶ 監査での虚偽の書類の提出、報告（障害者総合支援法第50条第1項第6号）
  - ・監査において、既に職員が退職していたにもかかわらず、勤務していたとする虚偽の勤務表、給与台帳及びサービス提供記録等を提出した。
- ▶ 出頭した際の質問に対する虚偽の答弁（障害者総合支援法第50条第1項第7号）
  - ・監査において、元職員が退職後も在籍していたとする等虚偽の答弁をした。

## ケース4

### 令和4年12月処分／就労継続支援B型／指定取消

- ▶ 運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）
  - ・新規指定時より、事業所物件について所有者と賃貸借契約を交わしておらず、専ら事業所の用に供する区画を有していなかった。また、9月以降、当該区画にまったく立ち入ることができない状態となり、事業を運営することができなくなっていた。
- ▶ 不正の手段による指定（障害者総合支援法第50条第1項第8号）
  - ・法人において偽造した虚偽の管理者の実務経歴証明書を提出し、指定を受けた。
  - ・事業所の賃貸借契約について、設備基準を満たしているよう装うため、当該法人と所有者との間で交わしたとする虚偽の賃貸借契約書を提出し、指定を受けた。
  - ・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧について、当初より常勤で配置する予定のない者を常勤の目標工賃達成指導員として提出し、指定を受けた。

# 障害福祉サービス等の提供における不適正事例について

## ケース5

### 令和4年12月処分／放課後等デイサービス／指定取消

- ▶ 不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第5号）
  - ・ 児童指導員等の加配要件を満たしていないにもかかわらず、児童指導員等加配加算を算定し、不正に報酬請求を行った。
- ▶ 虚偽報告（児童福祉法第21条の5の24第1項第6号）
  - ・ 法人代表兼管理者自らが勤務実態と異なる虚偽の職員出勤簿等を作成し、提出した。

## ケース6

### 令和5年1月処分／就労移行支援・就労継続支援B型／指定取消

- ▶ 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号）
  - ・ 利用者からの欠席の意思表示があった等、事業所の利用事実がないにもかかわらず、サービス提供実績記録票、支援記録等を偽装し、不正に給付費を請求し、受領した。
  - ・ 不適切な在宅支援の実施が認められ、改善を求められたにもかかわらず、改善を求められた以降も基準違反状態である在宅支援の提供を継続し、不正に給付費を請求し、受領した。
- ▶ 虚偽答弁（障害者総合支援法第50条第1項第7号）
  - ・ 監査における管理者に対する聞き取り調査において、利用者との連絡手段であるチャットアプリの内容を削除したにもかかわらず、事実を扶持であるという虚偽の答弁を行った。
- ▶ 不正不当（障害者総合支援法第50条第1項第10号）
  - ・ 上記の不正請求に関し、サービス提供実績記録票、業務日誌及び支援記録等の書類について、虚偽の記録を作成した。

# 障害福祉サービス等の提供における不適正事例について

## ケース7

### 令和5年2月処分／居宅介護・重度訪問介護／指定取消

- ▶ 不正又は著しく不当な行為（障害者総合支援法第50条第1項第10号）
  - ・一部の利用者について同意を得ることなく、従業者が勝手に署名を行い、事業所で購入した利用者の印鑑を押印し、虚偽の個別支援計画書を作成した。
  - ・他事業において基準に抵触すると考え、サービス提供の記録を偽装し、サービス提供した従業者と異なる他の従業者の名前を記載し、事業所で預かっている従業者の印鑑を勝手に押印した。
  - ・重度訪問介護において、親族がサービス提供を行ったことがわからないように偽装し、親族以外の従業者の名前を記載したサービス提供の記録を作成した。
  - ・居宅介護において、従事する資格のない従業者が行ったサービスを、有資格者行ったように偽装し、サービス提供の記録を作成した。
  - ・利用者に同意を得ることなく購入した利用者の印鑑により、利用者に確認を受けることなくサービス提供記録に押印を行った。
  - ・管理者は、他事業を行う従業者が居宅介護サービスを行う場合のシフト及び勤務実績、サービス提供記録を管理者自身の名前で記載するよう従業者に指示した。
  - ・実地指導に当たり、親族がサービス提供に入っていることを隠蔽するために偽装した勤務体制一覧表を提出した。
- ▶ 運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）
  - ・一部の利用者について、個別支援計画に基づきサービス提供を行っていなかった。
  - ・複数事業を実施しているが、指定事業所ごとの管理・運営が行われず、複数の事業をサービス区分なく一体的に実施しており、区分して勤務の記録を行っていなかった。
- ▶ 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第4号）
  - ・勤務記録のない従業者が支援したこととする実績記録票を作成し、居宅介護サービス費等を不正に請求し、受領した。
  - ・同一ヘルパーが同日同時時間帯に別の利用者にサービス提供したというサービス提供記録に基づき居宅介護サービス費を不正に請求し、受領した。
  - ・サービス提供責任者が訪問を行っていないにもかかわらず、これを行ったものとして初回加算を不正に請求し、受領した。
- ▶ 虚偽の報告（障害者総合支援法第50条第1項第6号）
  - ・監査において、どの従業者がどの利用者の支援に入ったかわかるものを提出するよう求めたところ、実勢に支援に入っていないにもかかわらず入ったことと偽装した記録を提出した。

## 補助事業の適正な取り扱いについて

ここ数年、県・市町村は、新型コロナウイルス感染症関連事業などで多くの補助金を事業者へ交付していますが、取り扱いが適正ではない事業者が散見されることから、適正に行うようにしてください。

特に留意してほしい点（個別の事項は各補助事業の補助金交付要綱参照）

- ・ 他の補助金との対象経費の重複（補助金の二重取り）はできないものであること。
- ・ 請求書や領収書のあて先は、法人名または事業所名となるものであること。
- ・ 実績報告書提出が定められている場合は、期日までに提出すること。
- ・ 補助事業に関する書類を、事業年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- ・ 単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、処分制限年数（おおむね耐用年数）を経過するまで、補助金交付者の事前承認なしに処分できないものであること。
- ・ 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書を、遅くとも補助事業完了年度の翌々年度の指定された日（6月30日、5月末日等補助金によって異なる）までに、補助金交付者に提出すること。

※ 消費税（国税）関係のため、詳細は税理士や税務署に確認を。県では回答を持ち合わせていない。

これらに反する場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」違反となり、補助金返還のみならず、悪質なケースと認定された場合は刑事罰の対象となりますので、十分注意してください。

# サービス管理責任者等の研修 及び経過措置について

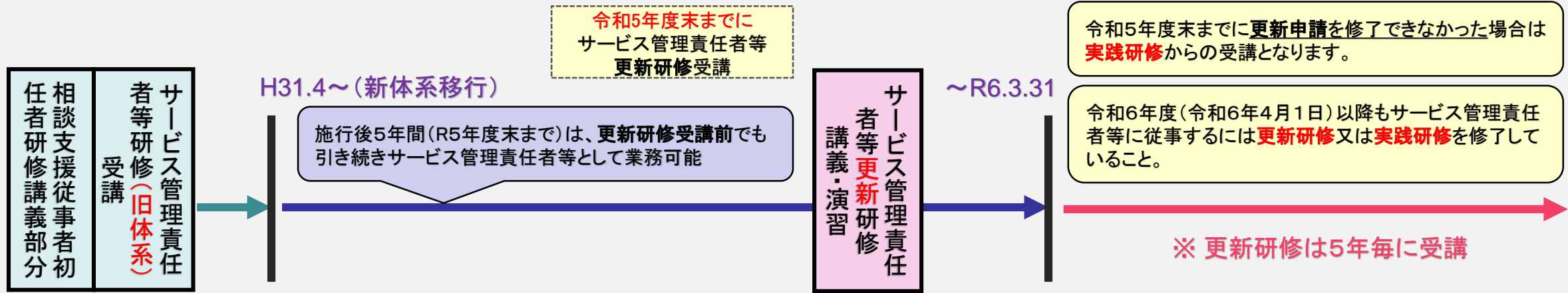
※サービス管理責任者等：サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者

令和5年3月  
青森県健康福祉部障害福祉課



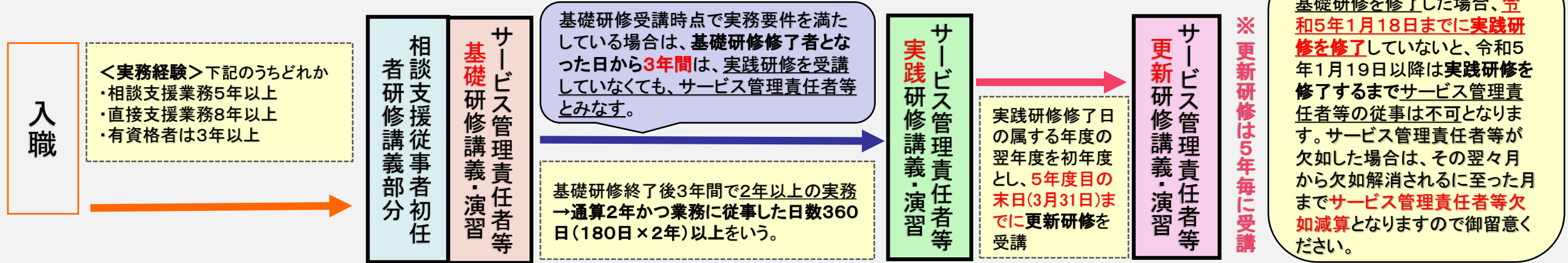
# ① 旧体系(H31.3以前)の研修受講済みの者について

- ・令和5年度末(令和6年3月31日)までに更新研修を修了できなかった場合は、令和6年4月1日以降は実践研修修了証の交付を受けるまでサービス管理責任者等としての業務はできません(サービス管理責任者等欠如)。
- ・サービス管理責任者等が欠如した場合は、その翌々月から欠如解消されるに至った月まで**サービス管理責任者等欠如減算**となりますので御留意ください。



# ② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしていた者について

R元~R3年度の基礎研修受講者に限ります。

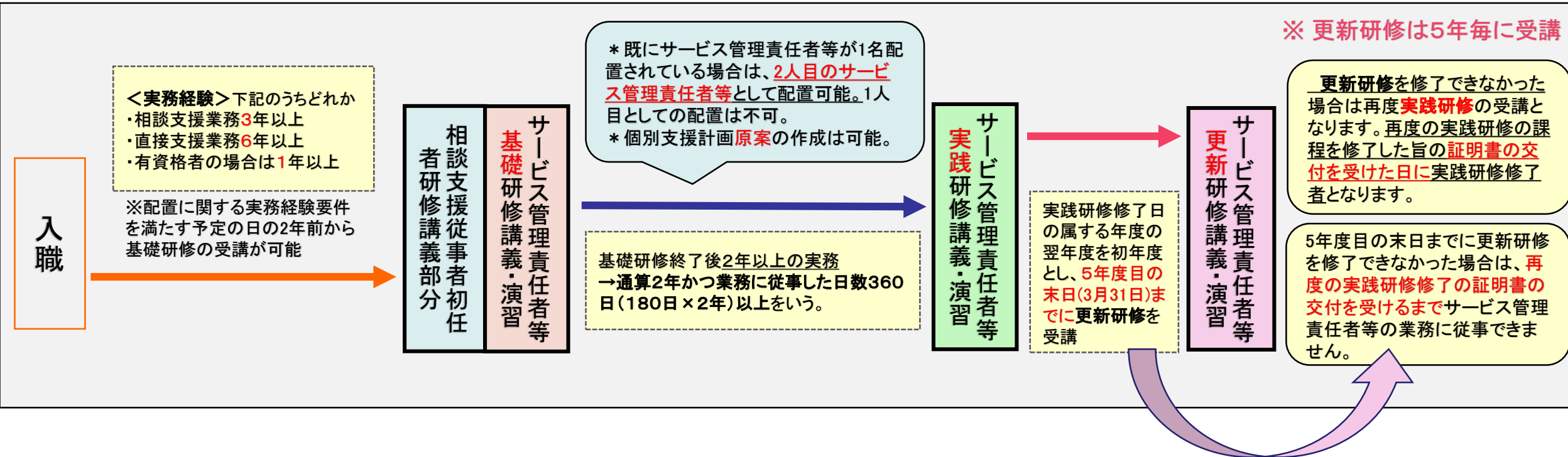


③ 基礎研修受講時点で実務要件を満たしていなかった者について

④ R4年度以降の基礎研修修了者について

(基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者も含む。)

※ 更新研修は5年毎に受講



## 感染症の予防・まん延の防止のための措置について

(令和6年4月から義務化)

事業所内で感染症を予防し、又はまん延しないように

○ 対策を検討する**委員会**の定期的な開催と従業者への結果の**周知**

○ 予防・まん延防止のための**指針**の整備

○ 予防・まん延防止のための**研修**及び**訓練**の定期的な実施

が必要です。

\*一部のサービス種別を除きます。

Q1:委員会の設置は事業所ごとに行う必要がありますか？ また、すでに法人内にある委員会とは別に設置しないといけませんか？

A1:法人単位での設置や、他の会議体との一体的な設置・運営も可能です。

Q2:委員会の開催は、テレビ会議でも可能ですか？

A2:可能です。

Q3:委員会と研修は、どれくらいの頻度が必要ですか？

A3:委員会は、おおむね6か月に1度、研修は年1回以上とされています。

Q4:指針の整備に当たって参考となるものはありますか？

A4:厚生労働省の「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」を踏まえて検討してください。

## 業務継続計画（BCP）の策定について

（令和6年4月から義務化）

**感染症**や**非常災害**の発生時においても、

○ 利用者に**サービスを継続的に提供**するため

○ 非常時の体制での**早期の業務再開**を図るため

業務継続計画を策定し、その計画に従って必要な措置を講じる必要があります。

Q1:どのような内容を記載すればよいですか？

A1:平常時の備え(人的体制の構築・備蓄品の確保など)、初動体制、緊急時の対応、地域や関係機関との連携 などについて記載してください。

Q2:計画を策定したら、どう活用すればよいですか？

A2:職員に**周知**するとともに、有事に備えて定期的に**研修**と**訓練**を行ってください。

Q3:感染症と非常災害の業務継続計画を一体的に策定してもよいですか？

A3:差し支えありません。

Q4:計画の策定に当たって参考となるものはありますか？

A4:厚生労働省のホームページに動画や作成例が掲載されています。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 >

障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

# 介護職員等による 喀痰吸引等行為の実施について

---

青森県健康福祉部障害福祉課

# 1.介護職員等が喀痰吸引等を実施するためのこれまでの経緯

平成23年度まで 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等

平成22年 特別養護老人ホームにおいて、一定の研修を受けた介護職員が口腔内の喀痰吸引、胃ろうによる経管栄養の喀痰吸引等を行うことが出来ることとされました。

平成23年 平成24年度からの制度化に向け、県で喀痰吸引等を実施（口腔内、鼻腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養）。

その他の経過措置としてALS患者の在宅療養や盲・聾養護学校におけるたんの吸引など

## 平成24年度社会福祉士及び介護福祉士法の改正

都道府県が行う「喀痰吸引等研修」を修了し、**「認定特定行為業務従事者」として県に登録した介護職員等は、県に登録された事業所（登録特定行為事業者）**において、一定の条件

（医師の指示等）のもとに、喀痰吸引等の行為（特定行為）を実施できることとなりました。

また、平成24年度以前に研修を受けた介護職員（経過措置者）及び事業所も登録が必要となりました。

## 平成28年度介護福祉士国家試験受験における医療的ケア（講義と演習）の義務化

**平成28年度以降の介護福祉士国家試験に合格し、実地研修を修了していない介護福祉士に対し、事業所で実地研修を行うことができる「登録喀痰吸引等事業者」の規定が新たに追加**されました。

この改正を受け、県では、平成29年7月31日付けで「登録喀痰吸引等事業者の登録にかかる手引き」及び「登録喀痰吸引等事業者登録にかかるQ & A」を作成し通知しました。

※登録喀痰吸引等事業者は、県への事業者登録が必要



## 2 喀痰吸引等の特定行為、研修、事業者の区分

### 喀痰吸引等の特定行為の区分

#### 喀痰吸引

- ①口腔内の喀痰吸引
- ②鼻腔内の喀痰吸引
- ③気管カニューレ内部の喀痰吸引

#### 経管栄養

- ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤経鼻経管栄養

※令和2年度から半固形化栄養剤による経管栄養の研修の募集を開始

※平成30年度から第1号、第2号研修において人工呼吸器装着者に対応した研修の募集を開始

### 喀痰吸引等研修の区分

#### 1. 第1号、第2号研修（不特定多数の者に喀痰吸引等を行うための研修）

- (1) 第1号研修 5つ全ての特定行為ができる者
- (2) 第2号研修 1つから4つの特定行為ができる者

高齢福祉保険課

#### 2. 第3号研修（特定の者にのみ喀痰吸引等を行うための研修）

特定行為は特定の者に対応したもの

障害福祉課

### 事業者の区分

- 1. 登録特定行為事業者・・・認定証の交付を受けた介護職員等が喀痰吸引等を行う事業者
- 2. 登録喀痰吸引等事業者・・・実地研修を修了した介護福祉士で（公財）社会福祉振興・試験センターに喀痰吸引等の行為の登録を行った介護福祉士が喀痰吸引等を行う事業者  
（実地研修を修了していない介護福祉士（※）に対し、事業所で実地研修を行うことができる）

※平成29年1月以降の介護福祉士国家試験合格者、平成29年3月以降の介護福祉士養成施設卒業生に限る

## 4.介護職員等が喀痰吸引等を実施するための手続き(第3号研修)

基本研修(講義)8時間・2日間



筆記試験(20問・9割正解で合格)



基本研修(演習1日間)



実地研修

喀痰吸引等研修了証受領後、県に認定特定行為業務従事者認定証の登録申請→認定証の交付



就労している事業者が「登録特定行為事業者」登録又は変更届



喀痰吸引等の実施  
(認定特定行為業務従事者として)



## 5 介護職員に関する手続

### 申請に必要な書類（新規申請）

認定特定行為業務従事者(H24～)	
1	様式1-1(第1号、第2号研修修了者用の申請書)
2	様式1-2(第3号研修修了者用の申請書)
3	様式1-3(誓約書)
4	住民票
5	喀痰吸引等研修修了証写(施設の原本証明が必要)

### 申請に必要な書類（行為の追加）

認定特定行為業務従事者	
1	様式1-6(第1号、第2号研修の行為追加申請書)
2	認定証の原本
3	喀痰吸引等研修修了証写(施設の原本証明が必要)

## 変更に必要な書類

認定特定行為業務従事者(H24～)	
変更	様式3-1(氏名、本籍、住所)
	変更事項前後の分かる資料(住民票や免許証の写しなど)
再交付	様式4
	県証紙450円
辞退	様式5-1
	認定証原本
死亡等	様式6

※ 結婚等により氏名が変わった場合は、変更届の提出が必要ですが、**再交付の申請は任意**です。

## 6 事業所登録に関する手続

### 申請に必要な書類（新規登録）

**登録は、事業所・施設(サービス)ごと**に必要なとなります。

	登録特定行為事業者	登録喀痰吸引等事業者
1	様式6-1(事業者登録申請書)	左同
2	登記簿	左同
3	定款	左同
4	様式6-2(特定行為従事者名簿)	左同
5	様式6-3(事業者誓約書)	左同
6	様式6-4(事業者登録適合書類)	左同
7	事業者登録チェックリスト (各種規程、マニュアル等の添付)	左同
8	喀痰吸引等業務方法書	左同
9		喀痰吸引等実地研修業務方法書
10		様式10(指導看護師名簿)

※ 既に登録特定行為事業者で、新たに登録喀痰吸引等事業者の登録を希望する場合は、2から8までは省略可

## 7 事業所登録に関する手続

### 変更等に必要な書類

項目	登録特定行為事業者 登録喫煙吸引等事業者
行為の追加	様式7(更新申請書)
登録時の内容の変更(※)	様式8(変更登録届出書)
登録喫煙吸引等行為の一部または全てについて、 登録の必要がなくなった場合	様式9(登録辞退届出書)
登録通知の再交付	登録通知再交付申請書、県証紙450円

### ※ 届出の必要な変更内容

- 開設者に関する事項(法人代表者氏名・住所等)
- 事業所の名称・所在地
- 認定特定行為業務従事者の変更(採用、退職)など

## 8登録に関する留意事項

### 従事者及び事業者

介護職員等が利用者に対し、喀痰吸引等の行為を行う場合は、**認定特定行為業務従事者の登録と事業者が登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として登録がなければ実施できません(研修を修了しただけではできません)。**

登録を受けずに特定行為を行った者は、30万円以下の罰金に処せられることとなりますので、十分注意してください(社会福祉士及び介護福祉士法附則第23条第1項第1号)。

なお、事業者の登録状況は県のホームページに掲載しています。

また、**職員の追加にかかる変更の届出が提出されていない事業者が見受けられますので、認定特定行為業務従事者の登録申請と同時に届出(様式8)の提出を推奨します。**

### 登録特定行為事業者

事業所の新規登録手続には時間を要する場合がありますので、事業開始予定日の1ヶ月程度前までに申請されることを推奨します。

### 登録喀痰吸引等事業者

申請時に「平成29年1月以降の介護福祉士国家試験合格者」、「平成29年3月以降の介護福祉士養成施設の卒業生」、「公益財団法人社会福祉振興・試験センターに喀痰吸引等行為を登録した介護福祉士」のいずれかの職員がいる事業所に限りますので留意願います。

なお、認定特定行為業務従事者である介護福祉士が公益財団法人社会福祉振興・試験センターに喀痰吸引等行為を登録した後は、介護福祉士としてのみ喀痰吸引等行為を行うことになるため、事業所は登録喀痰吸引等事業者の登録が必要となります。

## 9 令和5年度喀痰吸引等研修について

### 研修案内（第1号、第2号研修）

区分	対象者	募集開始	×切予定
1号・2号研修	介護職員等	4月下旬	5月中旬
指導看護師の伝達講習	指導する看護師		5月中旬
認定特定行為業務従事者実地研修前講座・演習	2号研修を修了し、新たに気管カニューレ内部の喀痰吸引、経鼻経管栄養を追加したい従事者（経過措置者は対象外）		6月下旬
人工呼吸器追加講座・演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1号、2号研修を受講する者で、人工呼吸器の行為の追加を希望する者</li> <li>・既に特定行為業務従事者であり、人工呼吸器の行為の追加を希望する者</li> </ul>		5月中旬 6月下旬

令和5年度の研修は、4月下旬に県ホームページに掲載予定です。個別通知は行わないため留意願います。

### 研修案内（第3号研修）

区分	対象	募集開始	×切予定
3号研修	介護職員等	7月初旬	8月末
指導者養成事業	指導する医師又は看護師、保健師、助産師		

令和5年度の研修は、7月初旬に県ホームページに掲載予定です。個別通知は行わないため留意願います。

## ホームページ

喀痰吸引等研修(第一号、第二号研修)について

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/kakutantoukensyu.html>

青森県喀痰吸引等関係登録について

<http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/kakutankyuuininto-toroku.html>

青森県喀痰吸引等研修事業(第三号研修)について

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/tankyuinkenshu-tokutei.html>

県庁ホームページ内で、「喀痰研修」または「喀痰登録」と検索してください。

## 問い合わせ先

高齢福祉保険課介護保険グループ 電話 017-734-9298(直通)  
FAX 017-734-8090

障害福祉課障害福祉事業者グループ 電話 017-734-9308(直通)  
FAX 017-734-8092

# 青森県保育・障害福祉サービス事業所等 認証評価制度について



令和5年3月  
青森県健康福祉部障害福祉課



# 1 制度の概要

◆ 平成29年度から運用開始。平成28年度から実施している「青森県介護サービス事業所認証評価制度」の仕組みと統一性を図りながら制度を運営する。

## 1 事業内容

認証を希望する事業所における職員の処遇改善・人材育成及びサービスの質の向上に関する取組等を評価し、県が定める認証評価基準を満たしている事業者を認証し、公表する。

なお、障害福祉サービスと保育サービスについては、同一の認証評価制度で運営する。

## 2 対象

県内に所在する次の事業所を設置する法人または事業所を対象とする。

① 障害福祉サービス事業所等

② 保育所、認定こども園

なお、介護サービス事業所認証評価制度において、既に認証を受けている法人は、さらに保育・障害福祉サービスに係る認証を受けることが可能。（別途申請手続きが必要）

## 3 制度の運営

青森県保育・障害福祉サービス事業所等認証評価制度実施要綱に基づき、県が制度を運営し、認証評価基準及び事業所等の認証にあたっては、県が設置する「青森県保育・障害者福祉サービス事業所等認証評価制度推進委員会」の意見を聴取。

（推進委員会）

保育・障害の経営者、従業者、利用者、学識経験者、労働行政に係る外部委員で構成



※認証マークは、介護、保育、障害とも同じマークを使用

## 2 認証評価基準

●事業所における「処遇改善」、「人材育成」及び「サービスの質の向上」に関する取組等について、以下の項目を**認証評価基準**とする。

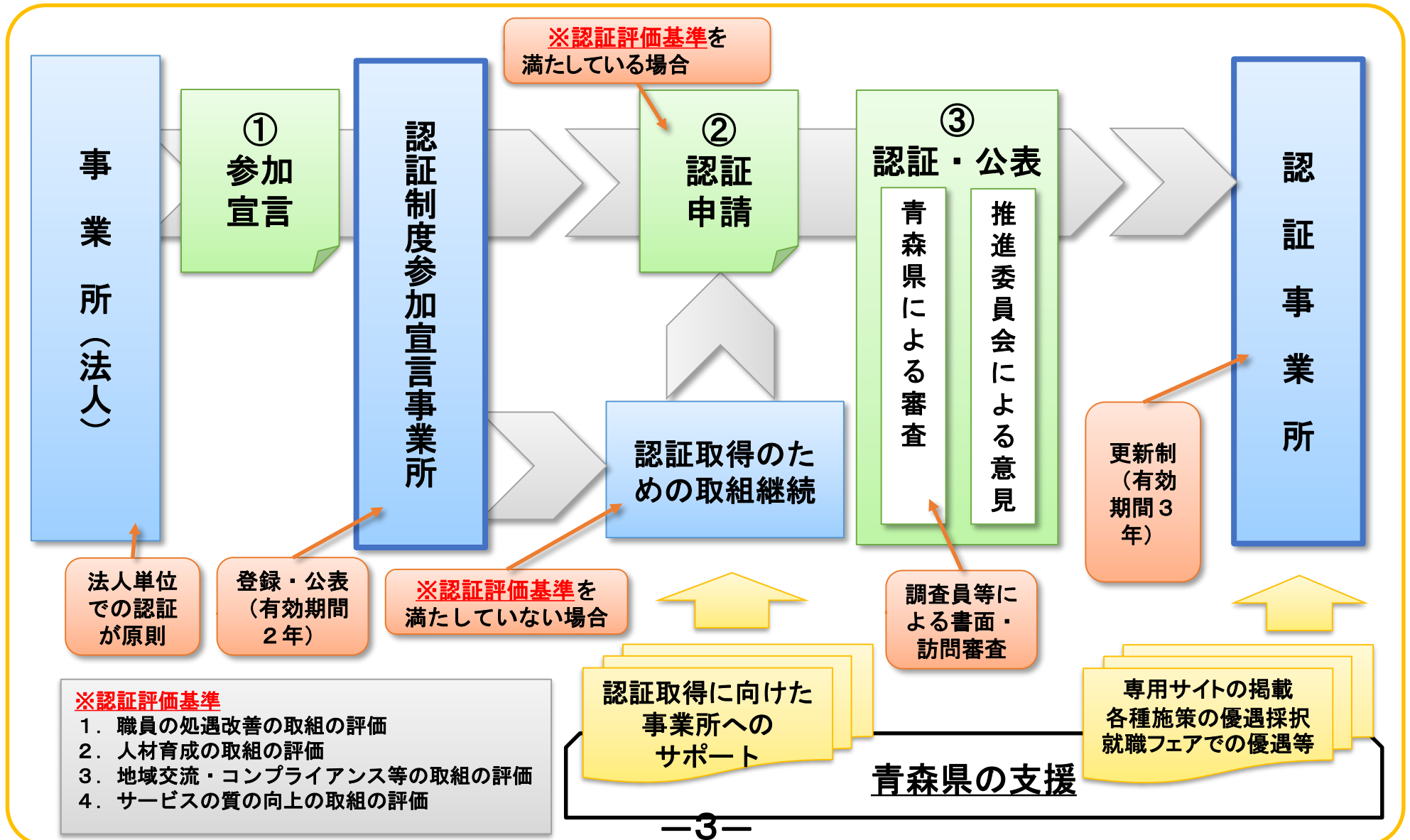
なお、以下の評価項目を更に細分化した評価細目があります。(県HPに掲載)

 <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/ninnsyoyu.html>

評価項目	
1	職員の処遇改善の取組を評価するための項目 1-1 明確な給与体系の導入 1-2 休暇取得・労働時間縮減、育児、介護を両立できる取組など働きやすさへの取組の実施 1-3 健康管理に関する取組の実施
2	福祉人材育成の取組を評価するための項目 2-1 新規採用者育成計画(OJTを含む)の策定 2-2 新規採用者研修(合同、派遣含む)の実施 2-3 新規採用者の教育担当者(OJT指導者等)に対する研修等の実施 2-4 キャリアパス制度の導入 2-5 人材育成計画の策定と計画に沿った研修の実施 2-6 資格取得に対する支援 2-7 人材育成を目的とした面談の実施
3	地域交流・コンプライアンス等の取組を評価するための項目 3-1 地域交流等の取組 3-2 地域における公益的な取組(社会福祉法人に限る。) 3-3 事業運営の透明性を確保するための取組 3-4 関係法令の遵守
4	サービスの質の向上の取組を評価するための項目 4-1 事業所の運営方針の周知 4-2 相談体制・苦情解決の取組 4-3 身体拘束廃止・虐待防止の徹底 4-4 サービスの質の向上に向けた取組(共通) 4-5 サービスの質の向上に向けた取組(サービス別)

### 3 認証評価制度の流れ

#### ◆ 参加宣言～認証申請～認証・公表の流れの全体図



## 4 参加宣言の手続き

- 「認証評価制度参加」を宣言し、認証取得を目指す。※評価基準を満たしている必要はない。

### ① 参加 宣言

### ●応募受付中

- 「様式1参加宣言書」及び「様式1別添」に必要事項を記載し、障害福祉課へ提出
- 参加宣言事業所として登録し、HPで公表（「保育分野」はこどもみらい課へ提出）
- 参加宣言の有効期間は2年間（更新するとさらに2年間延長。）
- 既に認証基準を満たしている場合は同時に認証申請をすることも可能
- 様式は県庁HPに掲載

➡ <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/ninnsyoyu.html>

様式1 参加宣言書

「質の高い人材の確保・育成」、「利用者のニーズに合った質の高いサービスの提供に積極的に取り組むことを宣言します。

平成 年 月 日 法人名  
代表者氏名 印

<宣言事業所情報>

ふりがな 法人・会社名	.....		
宣言事業所	<input type="checkbox"/> 法人・会社単位	<input type="checkbox"/> 事業所単位	
宣言分野	<input type="checkbox"/> 児童福祉分野	<input type="checkbox"/> 障害福祉分野	
法人・代表事業所住所	〒	電話	

※別添事業所一覧に各事業所について記載をお願いします。

<担当者情報>

所属	.....		
担当者職・氏名	.....		
電話番号・FAX	電話	FAX	
メールアドレス	.....		

※担当者情報は、ホームページには公表いたしません。  
※認証評価制度にかかる情報は、原則メールでの提供となりますので、メールアドレスは常時確認できるアドレスの記載をお願いします。

様式1 別添 法人・会社名

<事業所一覧> ※分野別及びサービス種別はプルダウンから選択してください。

事業所名	〒
住所	.....
分野別	.....
サービス種別	.....
事業所名	〒
住所	.....
分野別	.....
サービス種別	.....
事業所名	〒
住所	.....
分野別	.....
サービス種別	.....
事業所名	〒
住所	.....
分野別	.....
サービス種別	.....

## 5 認証申請の手続き

- 宣言事業所が認証基準を満たしていると判断し、認証申請を行う。

### ② 認証申請

- 「様式2認証申請書」、「様式2別添」、「添付書類」に必要事項を記載及び添付し、障害福祉課へ提出（「保育分野」はこどもみらい課へ提出）
- 添付書類は、給与規定、就業規則、育成計画、法令遵守の自己申告、誓約書等
- 様式は県庁HPに掲載

➡ <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/ninnsyoyu.html>

様式2

認証申請書

青森県保育・障害福祉サービス事業所等認証評価制度の認証を申請します。

平成 年 月 日

法人名

代表者氏名 印

なお、認証取得後は、社会福祉法人紹介シートと同様の内容を青森県が運営する専用サイトで、公表することに同意します。

<担当者情報>

所属			
担当者職・氏名			
電話番号・FAX	電話		FAX
メールアドレス			
特記事項			

※認証評価制度にかかる情報は、原則メールでの提供となりますので、メールアドレスは常時確認できるアドレスの記載をお願いします。  
※別紙・提出書類チェックシートも申請書とともに提出してください。

<事業所情報>

宣言時から変更等	<input type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 無し
----------	-----------------------------	-----------------------------

※ 有りの場合は、変更等となった事業所分を別添に記載してください。

別紙2 別添

法人・会社名

※分野別及びサービス種別はプルダウンから選択してください。

<事業所一覧>

事業所名	〒	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 廃止
住所		
分野別		
サービス種別		
事業所名	〒	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 廃止
住所		
分野別		
サービス種別		
事業所名	〒	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 廃止
住所		
分野別		
サービス種別		
事業所名	〒	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 廃止
住所		
分野別		
サービス種別		

## 6 認証・公表

- 認証申請のあった事業所を県が審査、委員会の意見聴取を経て、認証し、公表する。

### ③ 認証 公表

#### ● 県による審査

- 申請された提出書類を事前審査
- 審査担当者が事業所(法人本部等)を訪問し、現地確認
- 現地では、申請に添付していない書類の確認、現場の確認、ヒヤリングを実施
- 審査担当者は、社会保険労務士及び県職員で構成

#### ● 認証評価制度推進委員会による意見聴取

- 審査結果を報告し、意見聴取を経て、認証事業所を選定※認証評価基準の見直し、普及啓発等を行う

#### ◆ 県による認証・公表

- ・ すべての認証評価基準を満たしていると判断される事業所を認証し、認証書を交付
- ・ 認証事業所は県の専用サイトで公表
- ・ 各種支援や優遇措置を受けることができる・認証の有効期間は3年間の更新制

認 証 書

殿

質の高い人材の確保・育成と利用者のニーズに合った質の高いサービスの提供に積極的に取り組む認証事業所として認証します



平成 年 月 日

## 7 Webサイトによる広報

- ◆ 認証評価制度の専用Webサイトで、学生、一般求職者、事業者、教育機関、サービス利用者それぞれが必要な情報を紹介する。

### サイトの構成(案)

#### 【制度紹介のページ】

##### 認証評価制度とは

- 学生・一般求職者へ
- サービス利用者・家族へ
- 評価基準など

##### 認証評価事業所検索

- 認証事業者一覧＋検索

##### 関連サービス等へのリンク

- 求職者向け情報など

#### 【認証事業所紹介のページ】

##### 認証事業所の紹介

- 法人の基本情報
- 採用情報  
初任給、手当、賞与実績など
- 働きやすさの情報  
休暇制度、離職率など
- 採用後のキャリアアップ支援
- 法人のアピールポイント
- 先輩からのメッセージなど

【参考】青森県介護人材確保・提供応援サイト  
かいご応援ネットあおもり <http://www.aomori-kaigo.net>



## 8 認証事業所への支援策

●認証事業所を対象とした各種支援や優遇措置を受けることができる。

1 県が実施する施設整備等の各種補助金を優先的に採択

2 指導監査・実地指導の頻度の緩和

3 専用Webサイトで認証事業所として紹介

4 就職相談会等において、求職者に対し認証事業所であることを周知

5 県主催の研修の優先的な受講決定

6 県の推薦が必要な助成制度、研修等において優先的に推薦

7 県内金融機関による低利融資（法人向け、従事者向け）



# 各種申請・届出（指定・変更等）に 当たっての留意事項について

令和5年3月  
青森県健康福祉部障害福祉課

# 1、障害福祉サービス事業者等の指定申請

## 指定申請

- ・新規に障害福祉サービス事業所（又は一般相談支援事業所）の指定を受けたい場合は、最初に事業所を開設予定の市町村の障害福祉担当課へ指定申請にあたっての事前協議を行ってください。事前協議終了後は事前協議報告書を作成の上、指定を受けたい障害福祉サービスごとに必要となる申請書類と併せて、県障害福祉課あて申請書類一式を提出してください。
- ・申請書の提出期限は、事業開始予定月の前月1日（必着）です。

## 生活介護、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス及び障害児入所施設の事前協議

- ・生活介護、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型並びに児童発達支援及び放課後等デイサービスの指定申請及び定員を増やす場合の変更指定申請にあたっては、**事前に県への協議**が必要となります。
- ・上記 3 事業の指定申請及び定員を増やす場合の変更指定申請の際は、**市町村との協議を経た上で**、事業開始希望月の前々月 20 日までに、青森県健康福祉部障害福祉課へ事前協議書を提出してください。
- ・事前協議後の指定申請の提出期限は、上記のとおり事業開始予定月の前月1日（必着）です。

## 2、障害福祉サービス事業者等の指定更新申請

### 指定更新

- 指定更新を希望する場合は、指定有効期間の満了日までに申請してください。
- なお、審査事務を円滑に行うため、当課で指定更新申請の受付期間を定め、連絡しています。これまでのところ、受付期間は概ね1月前に設定して通知しています。
- 指定更新申請に係る様式は、新規の指定申請の際の様式と異なります。お間違えのないようお願いします。
- 指定更新申請に対する審査に当たっては、指定基準を満たしていることを確認する必要があるため、**事業休止中のままでの指定更新はできません**。事業休止中の場合は、まず指定基準を満たした上で、**事業再開の手続**を行う必要がありますので御留意願います。

# 3、障害福祉サービス事業者等の変更・再開 ・廃止・休止の各届出

## 変更・再開

1. 変更・再開に係る各届出は、これらのあったときから10日以内に行ってください。
2. 上記の例外として、算定する報酬の**単位数の増**に関する変更の場合は、算定開始予定月の**前月15日（必着）まで**に届出してください。
3. また、変更内容が**生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス**及び**障害児入所施設**の事業に係る**定員の増**の場合は、届出ではなく**変更指定申請**となりますので、1ページ目に記載のとおり、事前協議の上、変更指定申請を行ってください。
4. 変更届の添付書類については、「別表1」を参照してください。

## 廃止・休止

- 廃止・休止に係る届出は、廃止又は休止の日の**1か月前まで**に届出してください。

# 4、報酬基準等について①

障害福祉サービス等の報酬算定について、国では算定基準として報酬告示や報酬告示に基づく関係告示を定めています。そのほか、報酬告示の詳細を示した留意事項やQ&Aが発出されています。報酬算定に当たっては、これらの基準省令等を確認の上、適切な請求事務に努めていただきますようお願いいたします。

## 【指定障害福祉サービス・指定障害者支援施設】

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)⇒「**報酬告示**」

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)⇒「**留意事項通知**」

## 【地域相談支援】

○障害者に日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第12号)⇒「**報酬告示**」

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)⇒「**留意事項通知**」

## 4、報酬基準等について②

### 【障害児通所・入所支援】

- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）⇒「**報酬告示**」
- 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）⇒「**報酬告示**」
- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発第0330第16号）⇒「**留意事項通知**」

また、県HPから最新の留意事項通知や報酬算定等に関する過去のQ&Aが確認できます。  
(<http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/shougai-jigyousha-shitei.html>)

これらの内容を確認した上で、運用上の疑義等ある場合は、**原則FAX（質問票）**で御質問ください。

※加算等の届出をするときは次ページ以降の「別表1」を参考とし、内容を確認できる書類を添付してください。

# 5、各種申請手続きに関する届出について

## ○ 各種届出様式の掲載場所について

インターネット上で「青森県庁ウェブサイト」と検索し、そこから入ってください。  
(青森県庁ウェブサイト > ホーム > 組織でさがす > 健康福祉部 > 障害福祉課 > 障害福祉サービス事業者等の指定申請・届出について)

次ページに掲載場所をお示しいたしますので、業務の参考としてください。

🔍 サイト内を検索する

☆ 利用の多いページ

<a href="#">入札情報</a>	<a href="#">電子申請・届け出</a>
<a href="#">公募・募集</a>	<a href="#">職員等採用案内</a>
<a href="#">教員採用情報</a>	<a href="#">県庁インターンシップ</a>
<a href="#">試験・資格</a>	<a href="#">補助金・助成金</a>
<a href="#">イベント</a>	<a href="#">青森県基本計画</a>
<a href="#">統計</a>	<a href="#">県例規集</a>
<a href="#">青森県報</a>	<a href="#">職員名簿</a>
<b><a href="#">組織で探す</a></b>	<a href="#">市町村ホームページ</a>

①トップページの「**組織で探す**」をクリック



ホーム > 組織でさがす > 健康福祉部

🔄 画面表示等の変更

## 健康福祉部

- [健康福祉政策課](#)
- [がん・生活習慣病対策課](#)
- [医療薬務課](#)
- [保健衛生課](#)
- [高齢福祉保険課](#)
- [こども未来課](#)
- [障害福祉課](#)**
- [十和田食肉衛生検査所](#)
- [田舎館食肉衛生検査所](#)
- [青森県女性相談所](#)
- [青森県動物愛護センター](#)
- [青森県子ども自立センターみらい](#)
- [青森県障害者相談センター](#)
- [青森県立あすなろ療育福祉センター](#)
- [青森県立さわらび療育福祉センター](#)
- [青森県立精神保健福祉センター](#)

③「**障害福祉課**」  
をクリック

## 組織でさがす

### 総務部

県の予算編成、職員の人事・福利厚生、条例の立案、条例の統制徴収、栄典関係、市町村の行政に係る助言、災害対策、行政改革の推進などの仕事をしています。

### 企画政策部

県行政の総合的企画調整、県政全般の広報広聴活動、交通体系の整備の企画調整、高度情報化の推進、統計の作成、人づくりに係る施策の総合的な推進、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録に係る施策の企画調整及び推進などの仕事をしています。

### 環境生活部

消費者行政、文化振興、青少年行政、男女共同参画、交通安全、環境保全、自然保護、若手県との環境における不法投棄対策などの仕事をしています。

**### 健康福祉部**

県民や高齢・障害などの課題に関する一、生活保護、身体障害者・知的障害者、老人・児童などの社会福祉に関する一などの仕事をしています。

②「**健康福祉部**」  
をクリック

## 地域県民局

- [東青地域県民局地域健康福祉部](#) (旧 東地方健康福祉こどもセンター)
- [中南部地域県民局地域健康福祉部](#) (旧 中南部地方健康福祉こどもセンター)



## 障害福祉課

### 最新情報

障害福祉課の最新情報一覧

- 障害児通所支援事業に係る自己評価結果等の見へ... (2024年1月20日) [view](#)
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年12月厚生労働省令第35号) (2024年1月16日) [view](#)
- 児童福祉法において緊急に精神科医療を必要とする方を対象に、適切な処置を確保するため、次のような納... (2024年1月17日) [view](#)
- 障害者総合支援法・児童福祉法(障害児に係るもの)について (2024年1月16日) [view](#)
- 青森県障害者の意思疎通手段の利便の促進に関する... (2024年1月16日) [view](#)
- 障害者施設等への法整備の進捗について (2024年1月16日) [view](#)
- 指定自立支援医療機関の指定申請等について (2024年1月16日) [view](#)
- 障害者虐待の防止等について (2024年1月16日) [view](#)
- 申請に対する処分に関する審査基準・標準処理指... (2024年12月20日) [view](#)
- 申請に対する処分に関する審査基準・標準処理指... (2024年12月20日) [view](#)
- 申請に対する処分に関する審査基準・標準処理指... (2024年12月20日) [view](#)
- 申請に対する処分に関する審査基準・標準処理指... (2024年12月20日) [view](#)

### 関連ページ

- 平成30年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導について
- 平成30年度就労移行等実態調査について
- 第39回全国障害者技能協議大会について
- 平成29年度予算執行調査(障害福祉サービス等)について
- 社会福祉施設等における事故・不祥事発生時の報告取扱要領の一部改正について
- 障害福祉サービス等の情報の公表について
- 障害者差別解消法について
- 障害者計画・障害福祉計画について
- 障害者虐待の防止等について
- 障害者総合支援法・児童福祉法(障害児に係るもの)について
- 指定自立支援医療機関の指定申請等について【医療機関向け情報】
- 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)集団指導(自己点検)の実施について
- 発達障害関連について
- 令和元年度研修の実施について(相談支援従事者研修・サービス

- 産科医療補償制度
- 青森県保育・障害福祉サービス事業所等認証評価制度 参加宣言及び認証申請(第1回目)受付中
- 視覚・聴覚障害者のICT利活用の支援について
- 医療的ケア児支援について
- 身体障害者手帳認定の手引き
- 指定管理制度導入施設ロ  
～指定管理者募集中～【募集は終了しました。】

【青森県身体障害者福祉センターねものき会館】  
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第31条に規定される身体障害者福祉センターとして、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的として設置されています。

【青森県視覚障害者情報センター】  
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第34条に規定される視覚障

拡大

- 関連ページ
- 平成30年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導について
  - 平成30年度就労移行等実態調査について
  - 第39回全国障害者技能協議大会について
  - 平成29年度予算執行調査(障害福祉サービス等)について
  - 社会福祉施設等における事故・不祥事発生時の報告取扱要領の一部改正について
  - 障害福祉サービス等の情報の公表について
  - 障害者差別解消法について
  - 産科医療補償制度
  - 青森県保育・障害福祉サービス事業所等認証評価制度 参加宣言及び認証申請(第1回目)受付中
  - 視覚・聴覚障害者のICT利活用の支援について
  - 医療的ケア児支援について
  - 身体障害者手帳認定の手引き
  - 指定管理制度導入施設ロ

### ④ 関連ページの

「● 障害者総合支援法・児童福祉法(障害児に係るもの)について」をクリック

## 障害者総合支援法・児童福祉法（障害児に係るもの）

[障害者支援施設等への注意喚起について](#) ⊕

[障害者総合支援法・児童福祉法（障害児に係るもの）関係通知集](#) ⊕

[障害福祉サービス事業者等名簿【青森県所管事業所分のみ】等について](#) ⊕

[障害福祉サービス事業者等の指定申請・届出について](#) ⊕

[障害児通所・入所支援に係る事業者の指定申請・届出について](#) ⊕

[福祉・介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算について](#) ⊕ （障害福祉サービス事業者等）

[障害福祉サービス事業者等の指定更新について](#) ⊕

障害福祉サービス事業等の新規指定、変更、加算、廃止、休止、再開等について

障害児通所支援事業等の指定、更新、変更、加算、廃止、休止、辞退等について

障害福祉サービス事業所等の指定更新について

# 6、障害福祉サービス事業等の変更届出について

## ○ 提出期限について

変更内容	期限
新たに加算等を算定	前月15日必着
加算等の取り下げ・減算	わかり次第速やかに届け出ること
加算等の区分変更（単位数の増）	前月15日必着
加算等の区分変更（単位数の減）	わかり次第速やかに届け出ること

- ・ 加算等の区分変更が発覚した場合は、速やかに県へ届出を行ってください。
- ・ 県への届出をしていない場合は、当該加算の請求を行わないようにしてください。

※県への届出がされずに、国保連の台帳修正が行われないと、報酬エラーが出ますので留意願います。

※15日が閉庁日の場合は、直前の開庁日が締切となります。

例) 15日が日曜日→13日金曜日が締切

※16日以降に届いた分については、翌月ではなく翌々月サービス提供分からの適用となりますので、余裕をもって提出してください。

例) 「新たに加算等を算定」

6月8日に県で届出を受理

⇒7月サービス提供分から適用（8月分の請求）

6月16日に県で届出を受理【6月15日締切扱い】

⇒8月サービス提供分から適用（9月分の請求）

## ○ 前年度実績に基づく基本報酬及び加算の取扱いについて

- 前年度又は前年度末日の実績に応じて基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるサービスについて、令和5年4月から算定を行う場合は前年度実績に基づく見直しを行った上で必要な書類を提出してください。
- 前年度の実績により見直しを行った結果、変更届出の提出が必要となる場合は以下のとおりです。
  - ・加算の「新規」算定
  - ・加算の算定「終了」
  - ・加算区分又は算定単位数の「変更」

※4月以降も報酬区分・加算区分に変更がない場合は届出は不要です。  
(「就労継続支援A型事業所の基本報酬の算定区分の届出」は変更の有無に関わらず毎年4月中に届出が必要です。)
- 前年度実績に基づき算定する加算の新規取得や区分変更(単位数の増)の届出期限：令和5年4月14日(金)必着  
※前年度実績に基づかない加算の新規取得や区分変更(単位数の増)は、4月サービス提供分から算定しようとする場合、令和5年3月15日(水)が提出期限となりますのでご注意ください。  
※期限までに提出のない場合は、遡っての算定(単位数の増)はできません。  
※前年度の実績により加算の算定が「終了」したり、報酬区分の「単位数が減る変更」は速やかに変更届出を行ってください。  
単位数が減る変更は届出を行う前であっても、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないこととなります。
- 前年度実績に基づき決定される報酬区分及び加算  
次ページの「加算等一覧」を参照ください。

# 「加算等一覧」～前年度実績に基づき決定される報酬区分及び加算～

番号	報酬・加算名  加算算定で「利用者の数」を用いる場合は、 <b>前年度の平均値</b> ＝前年度の全利用者数の延べ数 ÷当該前年度の開所日数	居宅 重度 同行 行動 援護	療養 介護	生活 介護	施設 入所 支援	自立 訓練 (機能 訓練)	自立 訓練 (生活 訓練)	宿泊 型 自立 訓練	就労 移行 支援	就労 継続 支援 A型	就労 継続 支援 B型	就労 定着 支援	共同 生活 援助	地域 移行 支援	児童 発達 支援
0	基本報酬算定区分								●	●	●	●		●	●
1	移行準備支援体制加算(Ⅰ)								●						
2	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算			●	●	●	●	●	●	●	●		●		
3	重度者支援体制加算									●	●				
4	重度障害者支援加算(Ⅰ)			●	●										
5	就労移行支援体制加算			●		●	●			●	●				
6	就労定着実績体制加算											●			
7	人員配置体制加算		●	●											
8	地域移行支援体制強化加算							●							
9	通勤者生活支援加算							●					●		
10	特定事業所加算	●													
11	目標工賃達成指導員配置加算										●				
12	夜勤職員配置体制加算				●										
13	夜間支援等体制加算							●					●		
14	就労支援関係研修修了加算								●						

## ○ 届出書類について

変更届出をするときは次の書類を提出してください。

- ①変更届出書(様式第2号)・・・者・児共通
- ②障害福祉サービス事業等変更届出書(第8号様式)・・・者  
障害児通所支援事業等変更届出書(第27号様式)・・・児
- ③付表(サービスごとに別様式) ※変更後の内容で全部記入する。

押印不要

また、**次ページの「別表1」**を参考とし、**変更内容を確認できる書類を添付**してください。



	変更事項	添付書類
1	事業所（施設）の名称	・運営規程（変更前・変更後）
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所） 【事業の実施場所の変更の場合】	・平面図 ・設備・備品等一覧（参考様式2） ・建物の写真（外観と内観） ・消防法及び建築基準法上の検査済証等 ・運営規程（変更前・変更後）
3	事業者（設置者）の名称	・定款・寄附行為（写） ・登記事項全部証明書（登記簿謄本）
4	主たる事務所の所在地【設置者の本部住所変更の場合】	・定款・寄附行為（写） ・登記事項全部証明書（登記簿謄本）
5	代表者の氏名、住所及び職名	・登記事項全部証明書（登記簿謄本）
6	定款・寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等 （当該指定に係る事業に関するものに限る。）	・定款・寄附行為（写） ・登記事項全部証明書（登記簿謄本） ・条例等（写）
7	事業所（施設）の平面図及び設備の概要	・平面図（変更前・変更後） ・設備・備品等一覧（参考様式2）
8	事業所（施設）の管理者の氏名及び住所	・経歴書（参考様式3） ・資格証（写）【資格要件が必要な場合】
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所 【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護の場合】	・経歴書（参考様式3） ・実務経験証明書（参考様式4） ・資格証（写）
10	事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所 【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・一般相談支援 <b>以外</b> の場合】	・経歴書（参考様式3） ・実務経験証明書（参考様式4） ・資格証（写）【資格要件が必要な場合】 ・サービス管理責任者等研修修了証（写） ・相談支援従事者初任者研修 講義部分の受講証明書（写）

変更事項		添付書類
11	事業所（施設）の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所 【障害児通所・入所支援の場合】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経歴書（参考様式 3）</li> <li>・ 実務経験証明書（参考様式 4）</li> <li>・ 資格証（写）【資格要件が必要な場合】</li> <li>・ サービス管理責任者等研修修了証（写）</li> <li>・ 相談支援従事者初任者研修 講義部分の受講証明書（写）</li> </ul>
12	地域相談支援の提供に当たる者の氏名及び住所 【一般相談支援の場合】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経歴書（参考様式 3）</li> <li>・ 実務経験証明書（参考様式 4）</li> <li>・ 資格証（写）【資格要件が必要な場合】</li> <li>・ 研修修了証（写）</li> </ul>
13	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営規程（変更前・変更後）</li> <li>・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式第 5 号別紙 2） 【定員増の場合】</li> <li>・ 平面図（変更前・変更後）</li> <li>・ 設備・備品等一覧（参考様式 2）</li> </ul>
	定員以外の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営規程（変更前・変更後）</li> <li>・ その他関連資料（例：勤務形態一覧表等）</li> </ul>
14	介護給付費等の請求に関する事項 【※算定される単位数が増える場合は前月 15 日までに届出】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護給付費等算定に係る体制状況一覧表（様式第 5 号別紙 1） ※一覧表には、変更部分だけでなく、該当するサービスの全加算項目についての体制を記入してください。</li> <li>・ ※GHは、共同生活住居ごとに一覧表を作成してください。</li> <li>・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式第 5 号別紙 2）</li> <li>・ 加算に係る届出書（加算毎に別様式）</li> </ul>
15	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書・協定書等（写）</li> </ul>



	変更事項	添付書類
16	事業所の種別（併設型・空床型の別） 【短期入所のみ】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程（変更前・変更後）</li> <li>・従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式第5号別紙2）</li> <li>・平面図（変更前・変更後）</li> <li>・設備・備品等一覧（参考様式2）</li> </ul>
17	併設型における利用定員数 空床型における当該施設の入所者の定員 【短期入所のみ】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程（変更前・変更後）</li> <li>・従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式第5号別紙2）</li> <li>・平面図（変更前・変更後）</li> <li>・設備・備品等一覧（参考様式2）</li> </ul>
18	委託している障害福祉サービスの種類並びに委託先の事業所名称及び所在地 【重度障害者等包括支援において、第三者委託により提供する障害福祉サービスがあるときのみ】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書（写）</li> <li>・運営規程（変更前・変更後）</li> </ul>
19	関係機関等との連携その他の支援体制の概要 【共同生活援助のみ】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概要がわかるもの（様式任意）</li> <li>・運営規程（変更前・変更後）</li> </ul>
20	連携する公共職業安定所その他関係機関の名称 【就労移行支援のみ】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概要がわかるもの（様式任意）</li> <li>・運営規程（変更前・変更後）</li> </ul>
21	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること 【障害児通所・入所支援の場合】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可証（写）</li> </ul>
22	主たる対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程（変更前・変更後）</li> <li>【対象者を特定する場合】</li> <li>・主たる対象者を特定する理由書（参考様式7）</li> </ul>

# 7、毎年度又は3年毎に届出が必要な書類について

**工賃向上計画** ※ **3年毎** (次回は令和6～8年度分を令和6年4月分の報酬請求日までに作成、県への提出期限は令和6年5月末日)

令和3年4月の報酬改定に伴い、就労継続支援B型サービス費(I)又は(II)の算定に当たっては、3か年計画の「工賃向上計画(事業所版)」(令和3～5年度分)を作成し、県へ提出していることが要件となっています。令和3年4月以降に新規開設した就労継続支援B型事業所において「工賃向上計画」が未提出の場合は、速やかに県障害福祉課へ提出してください。

なお、令和4年度の実績を踏まえ達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて計画の見直しを行った場合は、令和5年5月末日までに県障害福祉課へ提出してください。既に提出した内容で変更がない場合は、提出不要です。

**工賃(賃金)実績の報告** ※ **毎年度**

就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所は、毎年、県に対し前年度の工賃(賃金)実績を報告することとなっています。例年、厚生労働省から依頼が来次第、各事業者へ通知しています。

**就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書** ※ **毎年度**

就労継続支援A型事業所の基本報酬の算定区分に関する届出書は毎年4月15日まで(令和5年度は令和5年4月14日(金)まで)に県障害福祉課へ届出が必要です。

## 【届出書類】

- ・様式第2号(指定内容変更届出書)
- ・第8号様式(障害福祉サービス事業等変更届出書)
- ・様式第5号別紙1(体制等状況一覧表)
- ・就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書
- ・就労継続支援A型事業所におけるスコア表(全体)

## 就労移行支援事業所における就職者数 ※ 毎年度

障害福祉サービス事業者等に係る指定基準省令において指定就労移行支援事業者又は就労移行支援を提供する指定障害者支援施設は、前年度における就職した利用者数その他の就職に関する状況を県に報告しなければならないとされています。

※事業所の所在地が中核市(青森市・八戸市)にある場合は、中核市(青森市・八戸市)に報告することになります。

県から照会がありましたら所定の様式により報告をしてください。

## 自己評価結果等の公表にかかる届出書 ※ 毎年度

児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援が対象です。

平成31年4月1日から障害児通所支援事業者は自己評価等の公表が義務付けられており、自己評価結果等の公表方法及び公表内容について県に届出のない場合、**減算(自己評価結果等未公表減算: 所定単位数の100分の85)**が適用されます。例年1月頃に県ホームページに掲載するので、期日までに提出してください。

## 障害福祉サービス等処遇改善計画書 障害福祉サービス等処遇改善実績報告書 ※ 毎年度

福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、取得する年度毎に計画書の提出が必要です。( **令和4年度から引続き算定する場合も計画書の提出が必要です。** )

年度初めの4月から当該加算を算定する場合は、前年度の2月末までに計画書を提出してください。

なお、**令和5年度は特例措置**で、4月又は5月サービス提供分から当該加算を算定しようとする場合の提出期限は**令和5年4月15日**となりました。なお、令和5年4月16日～30日の提出となった場合は令和5年6月サービス提供分から、同年5月1日～31日の提出となった場合は6月以降のサービス提供分からの算定となりますので御留意ください。

また、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を受給した事業所は、**各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書**を提出してください。

なお、様式等は県HPへ掲載しています(計画書は例年1月頃、実績報告書は例年6月頃に更新)。

前年度の様式と変更している場合もありますので、毎年度県HPを確認してください。

# 8、減算における留意事項

## サービス管理責任者欠如減算

### 【減算の対象】

以下の場合で、他に資格要件を満たしたサービス管理責任者を配置できない場合には、減算の対象となります。

- ①旧体系(H31. 3以前)の研修を受講済の方で、令和5年度末(令和6年3月31日)までにサービス管理責任者等更新研修を修了できなかった場合  
(※令和6年4月1日以降は実践研修終了証の交付を受けるまで当該者はサービス管理責任者の業務を行うことはできません。)
- ②実務経験者でR元～R3年度にサービス管理責任者等基礎研修を受講済の方で、基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間にサービス管理責任者等実践研修を修了できなかった場合  
(※実践研修を修了するまで当該者はサービス管理責任者等の業務を行うことはできません。)
- ③その他現任のサービス管理責任者の退職等によりサービス管理責任者が欠如となった場合  
(※やむを得ない事由による欠如の場合は、県障害福祉課に取扱いについて御相談ください。)

### 【取扱い】

指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間減算となる。

- ・減算適用1月目から4月目 所定単位数の70%を算定
- ・減算適用5月目以降 所定単位数の50%を算定

(例1) 令和5年5月1日からサービス管理責任者が欠如し、令和5年7月31日に新しいサービス管理責任者を採用・配置した場合  
⇒ 令和5年7月サービス提供分は減算対象(所定単位数の70%)となり、令和5年8月サービス提供分からは減算なし。

(例2) 令和5年5月1日からサービス管理責任者が欠如し、令和5年6月30日に新しいサービス管理責任者を採用・配置した場合  
⇒ サービス管理責任者欠如減算なし。(減算開始の令和5年7月サービス提供までに新たにサービス管理責任者を配置したため)

## サービス提供職員欠如減算

### 【減算の対象】

生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員、世話人について、指定基準に定める人員基準を満たしていない場合

### 【取扱い】

**1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間減算となる。**

- ・減算適用1月目から2月目 所定単位数の70%を算定
- ・減算適用3月目以降 所定単位数の50%を算定

# 障害福祉サービス等 情報公表制度について

---

青森県健康福祉部障害福祉課

### 趣旨・目的

この制度は、障害福祉サービス等の利用者やその家族が、公表された情報をもとに障害福祉サービス等事業者やサービス内容を比較検討し、希望にあったものを適切に選択できるよう支援すること、また、障害福祉サービス事業者がこの制度への取組みを通じて、提供するサービスの質を向上していくことを目的としています。

### 報告・公表方法

- ①独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システムを利用し、**直接公表システムに入力することにより、県へ報告**することとなります。
  - ②内容に不足等がなければ、承認→公表となります。不備等があれば、差し戻しますので修正後再度申請してください。
  - ③報告の基準日は、4月1日、**報告の開始日は、5月1日**です。
  - ④**報告の期限は、7月31日**です。なお、**新規に指定を受けた場合は指定を受けた日から1か月以内**となります。
- ※令和5年度実施要綱は、4～5月中に県ホームページに掲載予定です。

### 調査・行政上の措置等

- ・利用者保護等の観点から、事業者等から報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認するために調査を行う場合があります。
- ・報告をしないとき、虚偽の報告をしたとき等は、是正命令や指定の取消し等の行政上の措置が規定されています。



## 【入力手順】

①障害福祉サービス等情報公表システムを開き、「ログイン画面」をクリックします。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/>

②法人のログインID、パスワードを入力し、「ログイン」をクリックします。  
※ログインIDは原則法人で一つです。

※パスワード忘れた場合は、「[パスワードをお忘れの場合はこちら](#)」をクリックすると、登録しているメールアドレスに仮パスワードが届きます。

※[ログインIDを忘れた場合](#)、[メールアドレスを変更する場合](#)は、県障害福祉課障害福祉事業者グループまでお電話ください。

The screenshot shows the WAM NET website interface. At the top, there is a navigation bar with the WAM NET logo and the title '障害福祉サービス等情報公表システム'. Below this, there is a main menu with several icons and text boxes. The 'ログイン画面' (Login Page) icon is circled in red. Below the main menu, there is a login form with the following fields and buttons:

- ログインID (Login ID) input field
- パスワード (Password) input field
- ログイン (Login) button
- パスワード変更 (Change Password) button

At the bottom of the page, there is a notification section titled 'お知らせ' (Notice). The link 'パスワードをお忘れの場合はこちら' (Click here if you forgot your password) is circled in red.



③「事業所情報の照会・編集を行う」から、「事業所詳細情報の編集を行う」に移ります。

事業所情報の照会・編集を行う

事業者アカウントの確認・編集を行う

ホーム > [事業所情報の照会・編集を行う](#) > 事業所詳細情報の編集を行う

※ 前の画面に戻るには上のリンクをクリックしてください。ブラウザの「戻る」ボタンは使用できません。

④ 7つのカテゴリ全て入力した後、「承認者へ申請する」から、承認申請を行います。  
必須項目以外も入力が必要ですので、入力漏れがないか確認してください。緑色のチェックになると、全て入力されたこととなります。

### カテゴリ

法人等に関する事項 ⚠

事業所等に関する事項 ⚠

従業者に関する事項 ⚠

サービス内容に関する事項 ⚠

利用料に関する事項 ✓

事業所運営に関する事項 ⚠

システムからの連絡先 ✓

承認者へ申請する

⑤障害福祉サービス等情報検索にて公表されます。

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP00010OE0000.do>



# 災害発生時における障害者支援施設等の 被災状況の把握について

# 災害発生時における障害者支援施設等の被災状況の把握について

## 障害者支援施設等災害時情報共有システム

- 災害発生時における障害福祉サービス施設、事業所の被害状況等を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した施設、事業所への迅速かつ適切な支援につなげることを目的として、令和3年度から運用を開始。
- システムは、WAMNETに登録されている施設等が対象。一般には非公開。

## 被災状況報告の流れ

- (1) システムに登録されている施設等
    - ・ 対象となる災害が発生した際、緊急連絡先として登録されたメールアドレスあて、被災状況の報告依頼のメールが届く。
    - ・ 当該メールに記載されている報告用URLからシステムにアクセスし、被災状況を報告。
  - (2) システムに登録されていない施設等 及び システムでの報告が困難な施設等
    - ・ 県障害福祉課から、被災状況報告依頼のメールが送信されるので、添付された報告様式により報告。
- ※緊急時連絡先等の登録が十分でないことや確認漏れの防止等の理由から、当面、システムによる連絡と当課からのメールを併用します。システム又はメールでの報告のほか、必要に応じて電話等での報告をお願いします。

## システムの登録

- (1) 基本情報の登録
  - ・ 「障害福祉サービス等情報公表システム」で公表されている情報が自動反映される。
  - ・ 新設の事業所においては、同システムにおける登録をお願いします。
- (2) 緊急連絡先等（携帯電話番号、メールアドレス）の登録
  - ・ システム上で更新申請を行うか、当課あてメールでご連絡ください。

障害福祉課障害福祉事業所グループアドレス

syahuku-syougai@pref.aomori.lg.jp

▶ システムの操作マニュアルはこちらからダウンロードしてください。

障害者支援施設等災害時情報共有システム 関係連絡版

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/jigyo/>

～はじまります！～

事業所向け

NEW

# 「災害時情報共有システム」概要と利用方法

## 1) 災害時情報共有システムとは

災害発生時に、事業所の被災状況を事業所と自治体、国（厚生労働省）の間で情報共有するためのシステムです。国を通じて被災状況の報告を求められた際に、事業所のパソコンやスタッフのスマートフォンを使って、事業所の被害状況を的確に、簡単に知らせることができます。

自治体・国では、事業所から報告された被災状況を速やかに確認・把握した上で、必要な支援につないでいくことができます。

## 2) 災害時の利用の流れ



## 3) システムの特徴

1. 災害が発生すると、災害の規模などから必要に応じ国(厚生労働省)が被災状況の報告を求めます。国は都道府県（政令市・中核市）を通じ、事業所の皆さまへ報告を依頼しますが、その際、事前に登録いただいた連絡先に専用のURLが送られますので、システムにアクセスし、被災情報の報告を行っていただきます。（アクセスの際にID、PWは不要です。）

※送信いただいた情報は、都道府県（政令市・中核市）のほか、市町村、国（厚生労働省）でも即座に状況が確認できます。

2. 被災状況報告は、同じURLから複数回登録が可能ですので、状況変化に応じて、報告内容を随時更新できます。

～障害者支援施設等の皆さまへ～

災害発生時の被災状況の報告の仕組みが変わります！  
(簡単・スピーディーに！)



PC・スマホから、被災内容が報告できる



# 災害時情報共有システム

## をご利用ください！

🏠 地震や台風などが発生したら・・・？



災害が発生すると、自治体から被災状況の報告を求めるメール（※）が届きます。メールを受信したら、メール内のURLをクリックし、被災状況の報告（被害のあり・なしや被災内容）を行ってください。



このメールアドレスから  
メールが届きますので  
受信設定をお願いします。

s-saigai@wamnet.wam.go.jp

※厚生労働省が本システムに登録をした災害時に、WAM NETの「障害福祉サービス等情報公表システム」に登録されているシステムからの連絡用メールアドレスまたは、各自自治体より本システムに登録された各事業所の緊急連絡先メールアドレスに送信されます。

### 特徴



①

メールが届いたら  
URLをクリック！  
IDやパスワードの  
入力は不要です！  
(すぐに報告できます！)

### 特徴



②

時間の経過で  
変化する被災状況  
について、  
都度、最新状況の  
登録が可能です！

報告方法の詳細は裏面でチェック！





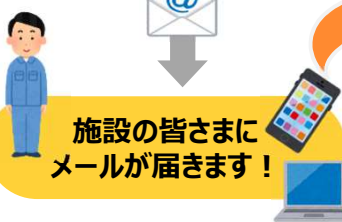
# 【被災状況報告指示メールを受信したら・・・？】

## 2ステップで被災状況報告をお願いします！

簡単な操作で  
すぐできる！

### 1 自治体からメールを受信したら、システムにアクセスします

#### 災害発生 !!



施設の皆さまに  
メールが届きます！

From: [s-saigai@wamnet.wam.go.jp](mailto:s-saigai@wamnet.wam.go.jp) このアドレスからメールが届きます！ **送信されるメール例**

Subject: [障害者支援施設等災害時情報共有システム] 被災状況報告指示 (〇〇県)

〇〇事業所 ご担当者様 台風や地震などの災害名が入ります。

〇〇県から〇〇災害の被災状況報告指示が発せられました。  
以下に記載したURLを用いてシステムにアクセスし、施設の被災状況を報告してください。

アクセスURL 〇〇施設: <https://www.wam.go.jp/s-saigai/>

アクセスURLを  
クリック！

災害情報確認後、以下の手順にて施設の被災状況報告を実施してください。  
手順1.システムにアクセスし、被災状況を入力する。  
手順2.画面左下の登録ボタンをクリックする。

※本メールはシステムから自動送信されていますので、返信はしないでください。

※初回アクセス時は利用規約の承認をお願いします。

### 2 被災状況を報告します

#### 被害なしの場合

被災状況報告

災害名称 : 〇〇災害  
施設名称 : 〇〇事業所

報告時の注意事項等  
上記の災害名称、施設名称に対する被災状況を「被害なし」を選択して登録ボタンをクリックしてください。

① 「被害なし」をクリック

② 「登録」ボタンをクリックし完了

最終更新者 最終更新日時

実員:  人

被害なし  被害あり

#### 被害ありの場合

被災状況報告

災害名称 : 〇〇災害  
施設名称 : 〇〇事業所

報告時の注意事項等  
上記の災害名称、施設名称に対する被災状況を「被害あり」を選択して登録ボタンをクリックしてください。

① 「被害あり」をクリックし、以下に続く「人的被害の状況」などの各項目に、状況を入力します。  
※ 回答できる範囲での報告で大丈夫です！

② 入力したら、「登録」ボタンをクリックし完了

最終更新者 最終更新日時

実員:  人

被害なし  被害あり

■ 人的被害の状況

被害有無

※後から追加で報告することも可能ですので、その都度、分かる範囲を報告して下さい。

#### ? 困ったときは・・・

##### ①被災状況報告のメールを紛失したら？

→右記URL (<https://www.wam.go.jp/s-saigai/DIS050100E00.do>) にて、メールアドレス欄に施設連絡先メールアドレスまたは災害時緊急連絡先メールアドレスを入力して、「被災状況登録メール送信」ボタンをクリックすると、メールを受信できます。

##### ②登録されているメールアドレスの変更を行いたい。

→①のURL内のメールアドレス欄に施設連絡先メールアドレスを入力して、「施設情報登録メール送信」ボタンをクリックすると、施設情報更新申請用メールを受信できますのでメール記載のURLから所管自治体へ変更申請が可能です。



# 業務管理体制の届出について

---

## 業務管理体制の届出

平成24年4月から、指定福祉サービス事業者等は、法令順守等の業務管理体制の整備とその届出が義務付けられています。

- ▶ 指定を受けたにも関わらず届出を行っていない事業者は、早急に届出してください。
- ▶ 事業所名、住所の変更及び指定事業所の追加等届出事項に変更が生じた場合は、変更の届出を行ってください。

### 届出が義務付けられる事業者の種類

【障害者総合支援法に基づくもの】	【児童福祉法に基づくもの】
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設</li><li>・ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 指定障害児通所支援事業者</li><li>・ 指定障害児入所施設</li><li>・ 指定障害児相談支援事業者</li></ul>

### 業務管理体制の整備

不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制を整備するもの。

#### 【具体的な体制】

- ▶ 事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者の設置
- ▶ 開設する事業所等の数に応じ、
  - ・ 法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備
  - ・ 外部監査などによる「業務執行の状況の監査」



# 業務管理体制の届出

## 届出の内容

【対象となる事業者等】	【届出事項】 ※事業所等の数によって異なる
すべての事業者等	・ 事業者等の名称又は指名 ・ 事業者等の主たる事業所の所在地 ・ 事業者等の代表者の氏名、生年月日、職名 ・ 「法令遵守責任者」（法令を遵守するための体制の確保に関する責任者）の氏名、生年月日
事業所等の数が20以上の事業者等	・ <u>上記に加え</u> 「法令遵守規程」（業務が法令に適合することを確保するための規程）の概要
事業所等の数が100以上の事業者等	・ <u>上記に加え</u> 「業務執行の状況の監査の方法」の概要

- ▶ 事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所等と数える。
- ▶ 事業所番号が同一でも、サービス種別が異なる場合は、異なる事業所として数える。  
例) 同一の事業所で、居宅介護事業所と重度訪問介護事業所の指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2つ。

# 業務管理体制の届出

## 届出書の届出先

	事業所等の区分	届出先	備 考
①	指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省	厚生労働本省 (社会・援護局障害保健福祉部 企画課)
②	特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村	
③	全ての指定事業所等が同一指定都市(※)内に所在する事業者等	指定都市(※)	※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については、児童相談所設置市を含む。
④	全ての指定事業所等(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。)が同一中核市内に所在する事業者等	中核市	
⑤	①から④以外の事業者等	都道府県	

## 留意事項

- ▶ 届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の**根拠条文ごと**に行う。
- ▶ 根拠条文による事業者の種類は次の5種類となるので、**同一法人であっても、該当する種類が複数にわたる場合は、該当する種類ごとに届出**が必要。

# 業務管理体制の届出

## 届出様式

### 新規届出

第1号様式 障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

第2号様式 児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

### 変更届出様式

第3号様式 障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）

第4号様式 児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）

**届出様式は県ホームページに掲載しています**

「指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等の業務管理体制整備の届出等について」

[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/syougai\\_gyoumukanri\\_todokede.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/syougai_gyoumukanri_todokede.html)

# 障害児通所支援事業所等における 送迎時の安全管理の徹底について

令和5年3月  
青森県健康福祉部障害福祉課

# 所在確認や安全装置の装備の義務付け

## 1 改正の趣旨

令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられ、同プランを踏まえ、厚生労働省令の一部改正が行われました。

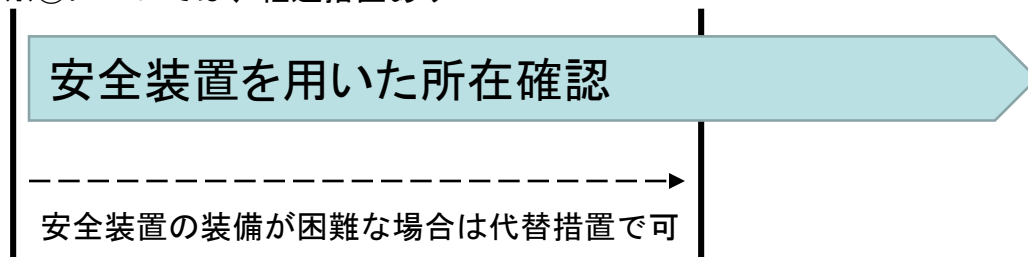
## 2 改正概要

- ① 乗降車の際に点呼等の方法により園児等の所在を確認  
※送迎バスの運行に関わらず、**所外活動を含む障害児が乗降する全ての機会**で必要
- ② 送迎用バスへの安全装置の装備 及び 当該装置を用いて、降車時の①の所在確認  
※児童発達支援・放課後等デイサービスが対象

## 3 施行期日

令和5年4月1日（令和4年12月28日公布）

※②については、経過措置あり



令和5年4月1日

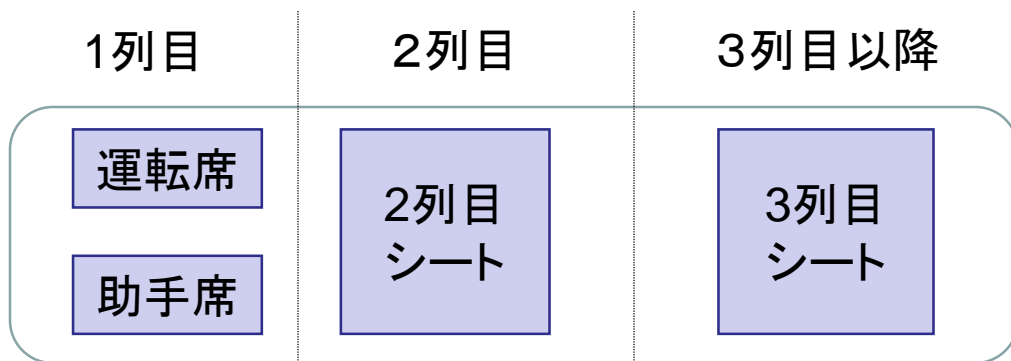
令和6年4月1日

### ＜代替措置の例＞

運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児等が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにする。

# 安全装置の装備の義務付けの対象となる自動車のイメージと例外のイメージ①

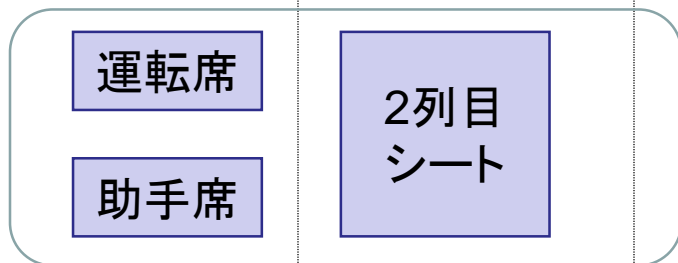
①対象



人が座るシート等

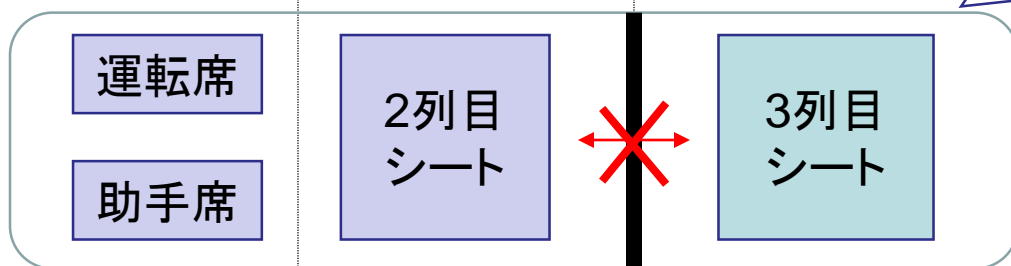
人が座らないシート

②対象外



園児が確実に3列目以降の座席を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目移行を隔絶するなどしており、現実的には見落としの恐れがないと考えられる場合は対象外。ただし、少し触ると取り外せる柵などであれば対象外とはならない。

③場合による



※対象外とするかどうかは機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務付けられる経緯・趣旨に鑑み、慎重に判断します。

# 安全装置の装備の義務付けの対象となる自動車のイメージと例外のイメージ②

<福祉車両>

1列目

2列目

3列目以降

人が座るシート等

人が座らないシート

④対象

運転席

助手席

2列目  
シート

3列目  
シート

2列目以降全て車椅子で、全員が後部から乗車するなど、乗降の際の死角がない運用であり、現実的に見落としの恐れがないと考えられる場合は対象外。ただし大型車両の場合は対象外とならない。

⑤場合  
による

運転席

助手席

車椅子

車椅子

車椅子

車椅子

※年間通じて乗車時間が間違いなく1人という場合は対象外となる。

※対象外とするかどうかは機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務付けられる経緯・趣旨に鑑み、慎重に判断します。

## 安全装置の仕様に関するガイドライン

### 【取り付ける安全装置の種類】

国土交通省ガイドラインを満たした安全装置であることが必要

内閣府ホームページにて、ガイドラインを満たした装置をリスト化して公表されています。

内閣府ホームページ「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて」

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>



# 介護福祉士国家資格における 経過措置について

---

# 平成29年度の介護福祉士養成施設卒業者に 係る経過措置登録について、 **令和4年度末** に期限が到来します。

- ▶平成29年度以降、介護福祉士養成施設卒業者については、介護福祉士国家試験に合格していない場合でも卒業年度の翌年度から5年経過日までは介護福祉士資格を有することを可能とする経過措置が設けられている。
- ▶平成29年度の経過措置登録については、**令和4年度末に期限が到来**。
- ▶経過措置登録を受けている者は、期限到来により介護福祉士の資格の効力を失う。
- ▶登録を継続する場合は、**有効期限から14日以内に社会福祉振興・試験センターへ届出が必要**。  
※平成29年度措置業者は、**令和5年4月14日**まで
- ▶詳細は、試験センターのホームページを御確認ください。

[https://www.sssc.or.jp/touroku/info/info\\_keikakigen.html](https://www.sssc.or.jp/touroku/info/info_keikakigen.html)

### 注意！

- ・届出を行わず、資格登録を失効したにも関わらず、介護福祉士の名称を用いて業務を続けた場合、罰則を受けることとなります。
- ・また、介護福祉士の配置を要件としている介護、障害福祉サービス等の報酬の加算の適用を受けることができないこととなります。

# 介護福祉士国家資格における経過措置について

令和5年1月16日  
社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室

各都道府県・地方厚生（支）局介護福祉士養成施設ご担当者様

介護福祉士国家資格における令和4年度末に期限を迎える経過措置登録者に係る  
周知について（依頼）

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）第5条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第6条の2の規定の施行により、平成29年度以降、介護福祉士養成施設卒業者については、介護福祉士試験に合格していない場合でも卒業年度の翌年度から5年経過日までは介護福祉士資格を有することを可能とする経過措置が設けられている。

今般、当該規定の施行後初めて5年が経過し、平成29年度の介護福祉士養成施設卒業者に係る経過措置登録について、令和4年度末に期限が到来する。

当該期間（平成29年4月1日～令和5年3月31日）において、試験に合格していない者で介護福祉士の登録を受けている者については、この5年間継続して介護等の業務に従事した場合には、介護業務従事届等を届出することで介護福祉士として登録を継続することができ、令和5年4月14日までに社会福祉振興・試験センターに対して各種届出書を提出する必要がある。

仮に、届出を行わず、資格登録を失効したにも関わらず、介護福祉士の名称を用いて業務を続けた場合には、罰則の適用を受けることとなるほか、介護福祉士の配置を要件としている介護、障害福祉サービス等の報酬の加算の適用を受けることができないこととなる。

については、管内市町村等関係機関に対して、周知をお願いしたい。

なお、平成30年度卒業生は令和5年度末に、令和元年度卒業生は令和6年度末に期限を迎えるため、期限を迎えた際には同様に手続きが必要となることを申し添える。

（参考1）経過措置登録者の状況等（令和4年8月時点）

平成29年度介護福祉士養成施設卒業者のうち経過措置登録者：812名  
うち、平成30～令和3年度までの試験合格者：261名  
うち、休業届出者：19名  
うち、未届者：532名（状況に応じて届出等が必要※参考2参照）

※社会福祉・振興試験センターでは、本年（令和4年）7月中旬に、届出が必要である旨を本人あてに通知（郵送）済み

（参考2）令和4年度末に経過措置が到来する者の取扱い

(1)令和4年度（第35回）試験までに合格した場合には、特段の対応は不要。

(2)試験不合格者のうち、

- ① 5年間、介護等の業務に従事している場合、「5年間の介護等業務従事届」及び従事していることを証明する書類の提出が必要
- ② 介護等の業務に従事していない場合（5年に満たない場合を含む）、休業の届出又は、資格登録失効届の提出及び登録証の返納が必要

（参考3）経過措置登録者の期限到来日

卒業年度	期限到来日※
平成29年度	令和5年3月31日
平成30年度	令和6年3月31日
平成31年度	令和7年3月31日
令和2年度	令和8年3月31日
令和3年度	令和9年3月31日

※休業のため届出を行い、資格登録有効期限の延期が認められた場合には、上記期限到来日に休業期間を加えた日まで

# 青森県における農福連携の取組の推進について

# 農福連携の取組方針と目指す方向

○ 農福連携とは、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組であり、農林水産省では、厚生労働省と連携して、「農業・農村における課題」、「福祉(障害者等)における課題」、双方の課題解決と利益(メリット)があるWin-Winの取組である農福連携を推進。

## 「農」と福祉の連携(=農福連携)

### 【農業・農村の課題】

- ・農業労働力の確保  
※毎年、新規就農者の2倍の農業従事者が減少
- ・荒廃農地の解消 等  
※佐賀県と同程度の面積が荒廃農地となっている

### 【福祉(障害者等)の課題】

- ・障害者等の就労先の確保  
※障害者約964万人のうち雇用施策対象となるのは約377万人、うち雇用(就労)しているのは約94万人
- ・工賃の引き上げ 等

障害者等が持てる能力を発揮し、それぞれの特性を活かした農業生産活動に参画

### 【農業・農村のメリット】

- ・農業労働力の確保
- ・農地の維持・拡大
- ・荒廃農地の防止
- ・地域コミュニティの維持 等

### 【福祉(障害者等)のメリット】

- ・障害者等の雇用の場の確保
- ・賃金(工賃)向上
- ・生きがい、リハビリ
- ・一般就労のための訓練 等



労働力の確保



新たな就労の場の確保

## 目指す方向

### 1 農業生産における障害者等の活躍の場の拡大

障害者等の雇用・就労の場の拡大を通じた農業生産の拡大。



### 2 農産物等の付加価値の向上

障害の特性に応じた分業体制や、丁寧な作業等の特長を活かした良質な農産物の生産とブランド化の推進。



### 3 農業を通じた障害者の自立支援

障害者の農業への取組による社会参加意識の向上と工賃(賃金)の上昇を通じた障害者の自立を支援。



1



# 農福連携に係る国・県の動き

## 1 国の動き

- 農福連携等推進会議（平成31年4月設置）  
農福連携等の全国的な機運醸成を図り今後強力に推進していくため、内閣官房長官を議長とした省庁横断の会議を設置。
- 農福連携等推進ビジョン  
令和元年6月に開催された第2回会議において、今後の方向性を示した「農福連携等推進ビジョン」を決定  
目標：今後5年で農福連携に取り組む主体を新たに3,000創出  
取組：農福連携を進めるための3つのアクション  
①認知度の向上 ②取組の惻隠 ③取組の輪の拡大

## 2 県の動き

- 農業分野（農林水産部）  
平成23年度から三八地域で取組みを開始し、現在は全県規模に展開。  
障害者の就労モデルの実証、農業側と福祉側のマッチング支援、農業ジョブトレーナーの育成など。
- 障害分野（健康福祉部）  
農業分野での障害者の就労支援、職域拡大や輸入拡大を図るため、平成28年度から以下事業を実施。
  - ・ 農福連携による障害者の就農支援事業（農福連携マルシェ）
  - ・ 障害者就労施設工賃向上支援事業（経営アドバイザーによる現地助言）
- 青森県農福連携推進会議（令和4年7月1日設置）  
目的：農福連携の現状と課題の共有、県内外の優良事例の共有、今後の方向性と施策の検討  
構成：生産者団体、福祉関係団体、商工労働関係団体、教育関係団体、金融関係  
行政（農林水産部、商工労働部、教育庁、健康福祉部）

## I 農福連携等の推進に向けて

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを出し、社会参画を実現する取組。年々高齢化している農業現場での貴重な働き手となることや、障害者の生活の質の向上等が期待

農福連携は、様々な目的の下で取組が展開されており、これらが多様な効果を発揮されることが求められる

持続的に実施されるには、農福連携に取り組む農業経営が経済活動として発展していくことが重要で、個々の取組が地域の農業、日本の農業・国土を支える力になることを期待

農福連携を全国的に広く展開し、裾野を広げていくには「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていない」といった課題に対し、官民挙げて取組を推進していく必要

また、ユニバーサルな取組として、高齢者、生活困窮者等の就労・社会参画支援や犯罪・非行をした者の立ち直し支援等、様々な分野にウイングを広げ、地域共生社会の実現を図ることが重要（SDGsにも通じるもの）

農福連携等の推進については、引き続き、関係省庁等による連携を強化

## II 農福連携を推進するためのアクション

目標：農福連携に取り組む主体を新たに3,000創出\*

### 1 認知度の向上

- 定量的なデータを収集・解析し、農福連携のメリットを客観的に提示
- 優良事例をとりまとめ、各地の様々な取組内容を分かりやすく情報発信
- 農福連携で生産された商品の消費者向けキャンペーン等のPR活動
- 農福連携マルシェなど東京オリンピック・パラリンピック等に合わせた戦略的プロモーションの実施

### 2 取組の促進

#### ○ 農福連携に取り組む機会の拡大

- ワンストップで相談できる窓口体制の整備 ・スタートアップマニュアルの作成
- 試験的に農作業委託等を短期間行う「お試しノワーク」の仕組みの構築
- 特別支援学校における農業実習の充実
- 農業分野における公的職業訓練の推進

#### ○ ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築

- 農業経営体と障害者就労施設等のニーズをマッチングする仕組み等の構築
- コーディネーターの育成・普及
- ハローワーク等関係者における連携強化を通じた、農業分野での障害者雇用の推進

#### ○ 障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成

- 農業法人等への障害者の就職・研修等の推進と、障害者を新たに雇用して行う実践的な研修の推進
- 障害者の作業をサポートする機械器具、スマート農業の技術等の活用
- 全国共通の枠組みとして農業版ジョブコーチの仕組みの構築
- 農林水産研修所等による農業版ジョブコーチ等の育成の推進
- 農業大学校や農業高校等において農福連携を学ぶ取組の推進
- 障害者就労施設等における工賃・賃金向上の支援の強化

#### ○ 農福連携に取り組む経営の発展

- 農福連携を行う農業経営体等の収益力強化等の経営発展を目指す取組の推進
- 農福連携の特色を生かした6次産業化の推進 ・障害者就労施設等への経営指導
- 農福連携でのGAPの実施の推進

## 3 取組の輪の拡大

- 各界関係者が参加するコンソーシアムの設置、優良事例の表彰・横展開
- 障害者優先調達推進法の推進とともに、関係団体等による農福連携の横展開等の推進への期待

## III 農福連携の広がり

「農」と「福」のそれぞれの広がりを推進し、農福連携等を地域づくりのキーワードに据え、地域共生社会の実現へ

### 1 「農」の広がりへの支援

林業及び水産業において、特殊な環境での作業もあることにも留意しつつ、障害特性等に応じた、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進、林・水産業等向け障害者就労のモデル事業の創設

### 2 「福」の広がりへの支援

高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の働きづらさや生きづらさを感じている者の就労・社会参画の機会の確保や、犯罪や非行をした者の立ち直しに向けた取組の推進

出所：農林水産省HP

# 令和4年度の実績と 令和5年度の方針について

青森県



# 令和4年度の取組実績

区分	取組事項	開催時期	開催場所
推進会議	● 第1回青森県農福連携推進会議	7/25	ホテル青森 ウェディングプラザアラスカ
	● 第2回青森県農福連携推進会議	2/9	
	● 第1回農福連携調整会議（関係4部庁）	9/7	県庁内
	● 第2回農福連携調整会議（関係4部庁） ● 第3回農福連携調整会議（関係4部庁）	1/13 2/3	県庁内 県庁内
1 農福連携の認知度向上	● チャレンジ農福等取組の情報発信	9～1月	地方紙：1、日本農業新聞：8、JA広報：6、JAFacebook：1
	● 各地域現地検討会の開催	10～11月	6地域県民局管内：計6回
2 農福連携に踏み出すきっかけづくり	● 各地域農福連携連絡会議の開催	6～3月	6地域県民局管内：計12回
	● 就労継続支援B型事業所データベース作成（農福連携取組希望：118事業所）	8～12月	6地域県民局管内 （調査対象：243事業所）
	● チャレンジ農福の実施	8～2月	6地域県民局管内：42件
	● 農業ジョブトレーナー養成研修	12/8～9	アグリノの里おいらせ
3 農福の輪の拡大	● 青森県特別支援学校技能検定・発表会の職業技能部門に【農業分野】の新設	4月～	マエダアリーナ ほか
	● ノウフクマルシェ	6～2月	5障害福祉圏域
	● 農福連携担当による特別支援学校への訪問	7/8	青森第二高等養護学校他
	● 特別支援学校と農業経営士との交流会	10/13	風丸農場他（鱈ヶ沢町）
	● ノウフクJASセミナー	12/8	アートホテル青森
	● 障害者雇用事業所見学会・意見交換会【農業部門】	1/25	(株)グリーンソウル（十和田市）
	● 特別支援学校と農業関係者の座談会	2/13	6教育事務所管内

## ●取組の概要

・農協生産部会の代表者等と福祉事業所を利用している障がい者ユニットをマッチングし、障がい者が取組可能な農作業について検討し、実施。その取組を現地検討会や広報等を活用して地域の農業者に広く周知する。

## ●取組の結果

・りんごの葉取り、にんにくの種こぼしなど、障がい者が取り組みやすい作業で県内42件実施。取組は農協広報や新聞で周知した。農業者に対して「農福連携」を更に周知するため、今後も継続して実施する。



J A 青森 現地検討会



J A つがる弘前 りんご葉取り



J A 相馬村 りんご葉取り

地域	実施主体	件数	作業内容
東青	J A 青森	5	りんご葉取り、枝拾い 等
中南	J A つがる弘前	3	大豆ほ場整備、りんご葉取り りんご葉取り、収穫補助 にんにく出荷調整
	J A 相馬村	5	
	J A 津軽みらい	2	
三八	J A 八戸	8	にんにく植付け、種こぼし 等
西北	J A ごしょつがる	6	すいか・トマト収穫後の片付け 等
上北	J A 十和田おいらせ	5	ごぼう選別、にんにく種こぼし 等 ながいもネット撤去 ながいも収穫、ごぼう選別
	J A ゆうき青森	1	
	J A おいらせ	3	
下北	J A 十和田おいらせ	4	さつまいもの調整 等
合計		42	



J A おいらせ ながいも収穫



J A 八戸  
施設内でにんにく種こぼし



J A ごしょつがる  
稲わらロール運び出し



J A 十和田おいらせ  
花豆のさや剥き



J A 十和田おいらせ  
ねぎの出荷調整



J A 八戸 農家でにんにく種こぼし



# <農林水産部> 農業ジョブトレーナー養成研修 ノウフクJASセミナー

# ノウフク

## ●取組の概要

- ・農業側と福祉側それぞれの知識を有する農業ジョブトレーナーを養成するための研修を開催。あわせて、ノウフクJAS制度や障がい者への支援方法を学び、実践者の事例を通じて農福連携についての理解を深める。

## ●取組の結果

- ・福祉事業所や農協職員、農業者、行政担当者ら32名が参加。農業ジョブトレーナー育成確保とノウフクJASの拡大に向け、今後も継続して実施する。

内容	テーマ	講師・発表者
講義	ノウフクJASの基礎と活用事例について	一般社団法人日本基金 理事 木下 卓 氏 <ノウフクJASセミナーとして実施>
講義	障がい者雇用の留意点と支援について	青森障害者職業センター 主任障害者職業カウンセラー 西脇 昌宏 氏
講義	農業ジョブトレーナーの役割について	西北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室主幹 中村 諭 氏
事例紹介	ユニバーサル農業に向けた農福連携事業の取組と成果について	社会福祉法人 ユートピアの会 本部事務局長 沼田 智美 氏
現地研修	就労継続支援事業所「工房あぐりの里」における農作業の実施状況	社会福祉法人 誠友会 理事長 苦米地 義之 氏 工房あぐりの里管理者 鳥谷部 伸一 氏
事例紹介	障がい者の特性に対応した作業支援について	社会福祉法人 求道舎 おおぼこ作業所施設長 附田 賢治 氏



ノウフクJASセミナー



沼田氏による事例紹介



アグリの里おいらせの施設見学



工房あぐりの里における現地研修



附田氏による事例紹介



## ●取組の概要

- ・ 障害者の職域拡大や収入増加、農福連携の取組の周知等を目的として、農業に取り組む障害者就労施設等で生産された商品を販売するマルシェを開催するもの。平成28年度から開始し、令和4年度は5圏域で実施。

## ●取組の結果

- ・ 各事業所が一堂に会して商品を販売することで、より多くの集客、売上につながっているほか、農福連携による商品の認知度向上、工賃向上に寄与していることから、取組を継続していく。

### <今年度の開催状況>

圏域	実施主体	開催日	開催地
東青	(社福) 青森県 すこやか福祉事業団	11/5～6	サンロード青森
中南	(社福) 阿闍羅会	10/8～9	イオンタウン弘前樋ノ口
三八	(社福) ユートピアの会	10/30 11/19	ノウフクマルシェinホコテン, ノウフクマルシェinはちまる てとてラピア会場
上北	(社福) 求道舎	10/1～2	あおもり肉 <sup>®</sup> のフェスティバル +アオモリキッチンカー フェスティバル (アスパム)
下北	(社福) 桜木会	9/11 10/9	しもきたマルシェ (ミルク工房ボン・サーブ)

中南圏域

三八圏域





# <商工労働部> 障害者雇用事業所見学会・意見交換会

ノウハウ

## ●取組の概要

- ・障害者雇用の促進を図るため、県内事業所の経営者等を対象として、平成24年度から県が開催している。

## ●取組の結果

- ・今年度は県内3圏域で開催し、41名が見学会に参加。雇用事例の周知が、障害者雇用の促進に一定の役割を果たしてきていると考え、今後も取組の充実・強化を図っていく。

<今年度の開催状況>

回次	開催日	見学事業所
第1回	11/29	(福)内潟養護園 特別養護老人ホームきりん館
第2回	1/25	(株)グリーンソウル
第3回	2/1	青森県民生活協同組合

## 株式会社グリーンソウル

- 設立：平成24年4月
- 所在地：十和田市米田字万内
- 代表者：米田 拓実
- 従業員：37名（うち障害者2名）
- 事業内容：ながいも、ごぼう、だいこん、にんにく等の生産（111ha）及び県産野菜加工

R2.3 七戸養護学校の新卒（軽度知的障害）

R3.6 青森第二高等養護学校卒

（前職有・軽度知的障害）

- ・採用に当たり現場実習評価を実施し、適性を判断。
- ・全従業員に対して、障害者雇用の理解と意識改革を実施。
- ・採用後に作業体系・作業手順を見直し、効率化。一般作業員も作業しやすい環境に変化。



ごぼうの選別・調整作業



コンテナから運び出し、重量選別機に乗せる単純作業



形状をそろえて調整するのは熟練の社員



計量し袋詰めして、農協等へ出荷

# <教育庁> 特別支援学校技能検定・発表会への農業分野新設 特別支援学校と農業関係者との座談会

### <特別支援学校技能検定・発表会※への農業分野新設>

#### ●取組の概要

- ・特別支援学校技能検定・発表会の**職業技能部門に農業分野を新設し、令和5年度からの検定実施を目指す。**
- ・農業分野担当校を浪岡養護学校と弘前第一養護学校とし、計5回のワーキングチーム会議において、検定内容及び指導マニュアル並びに評価表について検討する。

#### ●取組の結果

- ・第1回ワーキングチーム会議（4月21日）に、まごころ農場 斎藤氏、日々木の森 立崎氏、つがるにしきた農業協同組合 鎌田氏に出席いただき、検定内容について協議。**ミニトマトとジャガイモの選果調整に決定**した。
- ・ワーキングチーム会議及び山梨県障害者職業能力検定（農業生産検定）の視察（11月20日）を経て、検定実施に係る**指導マニュアルと評価表の案を作成**した。〔令和5年4月開催予定の実行委員会に諮る〕



第1回ワーキングチーム会議



接客サービス分野

#### ※特別支援学校技能検定・発表会とは

- ・地域の企業等との連携・協働により、県立特別支援学校高等部生徒が「夢や志」をもち、チャレンジする心を育むために、平成28年度に第1回大会を開催し、今年度は**10月20日に第6回大会**をマエダアリーナ等で開催した。
- ・**職業技能部門**（清掃、接客サービス、PC入力）と**コミュニケーション部門**（プレゼンテーション発表、ポスター発表、パフォーマンス発表）の2部門6分野からなる。

### <特別支援学校と農業関係者との座談会>

#### ●取組の概要

- ・特別支援学校関係者と農業者等が相互に理解を深め、特別支援学校高等部生徒の**就農実現**を図る。
- ・**今年度初めて開催**予定としている。

#### 特別支援学校と農業関係者との座談会 ～生徒の夢（就農）を叶える～

- 開催日 令和5年2月13日
- 内容
  - <第1部>
    - ・特別支援学校に関する概要説明
    - ・関係部局からの情報提供
    - ・卒業生と雇用主等による座談会
  - <第2部>
    - ・特別支援学校と農業者の座談会及び情報交換会
- 開催方法  
メイン会場とその他のサテライト会場をオンラインでつないで実施

地域	会場
東青	青森第二高等養護学校
西北	森田養護学校
中南	弘前第一養護学校高等部校舎
上北	七戸養護学校 <span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px;">メイン会場</span>
下北	むつ養護学校
三八	八戸高等支援学校



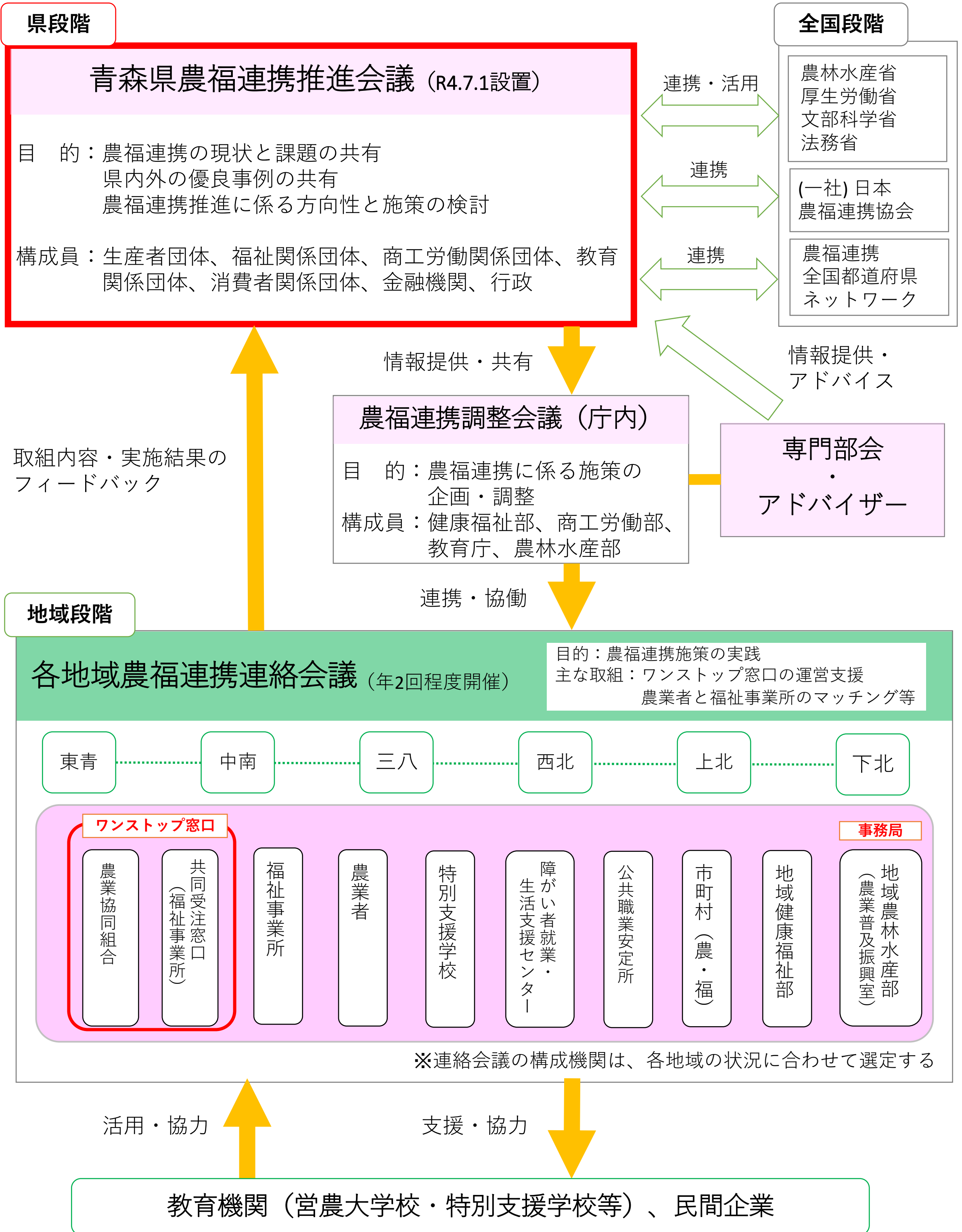
# 令和5年度の取組方針

区分	取組事項	所管	取組内容
推進会議	● 青森県農福連携推進会議	関係部庁	・ 青森県農福連携推進方策（仮称）の策定と施策の検討
	● 農福連携調整会議（庁内4部庁）	関係部庁	・ 青森県農福連携推進方策（仮称：案）の作成と農福連携に係る施策の企画・調整
1 農福連携の認知度向上	● チャレンジ農福等取組の情報発信	農林水産部	・ チャレンジ農福の実施内容をJ A広報、新聞等で周知
	● 各地域現地検討会の開催	地域県民局	・ チャレンジ農福実施ほ場等で、農協部会員を参集し取組内容を紹介
	● <u>障害者就労施設・農業者の優良事例の紹介</u>	農林水産部 健康福祉部	・ <u>補助事業活用事例等を含めた取組事例をHP等で紹介</u>
	● <u>農福連携に取り組むためのガイドブックの作成</u>	関係4部庁	・ <u>農福連携への取組に当たり必要な内容等をまとめたガイドブックを作成</u>
2 農福連携に踏み出すきっかけづくり	● 各地域農福連携連絡会議の開催	地域県民局	・ ワンストップ窓口の整備強化のため地域段階のネットワークを強化
	● 就労継続支援B型事業所データベースの <u>活用</u>	農林水産部 健康福祉部	・ <u>作成したデータベースを元に、各地域のマッチングや各種情報提供に活用</u>
	● チャレンジ農福の実施	地域県民局	・ 農協部会員等のほ場で、障がい者と施設職員のユニットによる農作業を試す取組を農協への委託により実施

区分	取組事項	所管	取組内容
2 農福連携に 踏み出すきつ かけづくり	● 農業ジョブトレーナー養成研修の開催	農林水産部	・ 農業側と福祉側両方の知識を持つジョブ トレーナーを養成するための研修を <u>複数 回実施（WEBでの受講も可能）</u>
	● 農業版ジョブコーチ育成研修への派遣	農林水産部	・ 国が主催する研修（農福連携技術支援育 成研修）に県担当者を派遣
	● <u>主要品目における農作業の切り出しの検討</u>	農林水産部	・ <u>福祉事業所等の協力を得て、障がい者が 実施可能な農作業の切り出しについて検 討</u>
3 農福の輪の 拡大	● 青森県特別支援学校技能検定・発表会の職業技能 部門【農業分野】の <u>実施</u>	教育庁	・ 特別支援学校生徒の農業への関心と技能 の向上のため、職業技能部門に農業分野 を追加し、 <u>選果調整に係る技能の検定を 実施</u>
	● ノウフクマルシェ（農福連携マルシェ）	関係4部庁	・ 福祉事業所がメインとなり、国庫事業を 活用してノウフク商品を展示・販売 ・ <u>スーパーや産地直売所において、福祉事 業所に加え、農業者及び関係機関のノウ フク商品を展示・販売</u>
	● 農福連携担当による県立特別支援学校への訪問	関係4部庁	・ 関係4部庁担当者と特別支援学校教員に よる情報交換と施設見学
	● ノウフクJASセミナー	農林水産部	・ ノウフク商品の販売力を高めるため、ノ ウフクJASの活用事例等について学ぶ
	● 障害者雇用事業所見学会・意見交換会 【農業部門】	商工労働部	・ 障害者雇用の優良事業所の見学と参加者 による意見交換
● 特別支援学校と農業関係者の座談会	教育庁	・ 県内6教育事務所管内のそれぞれの特別 支援学校を会場に、農業者、生徒、教員 等を対象とした講演と意見交換会を 実施	



# 青森県における農福連携の推進体制



# 障害者総合支援法等の一部改正について

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要

## 改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

### 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

### 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

### 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

### 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

### 6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。等

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

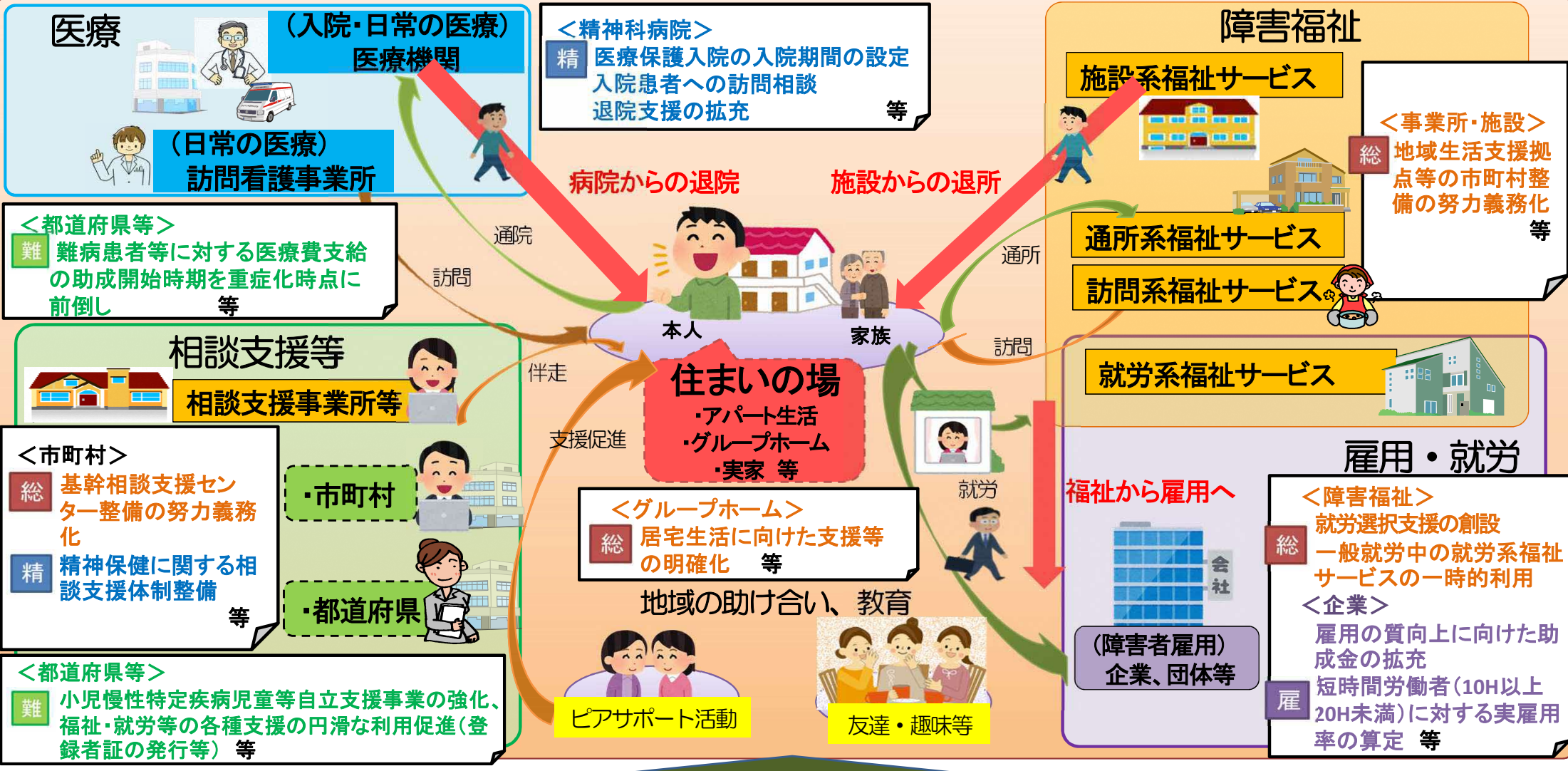
## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）



# 障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会(イメージ)

- 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、
    - ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実 (障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係) 総 精 難
    - ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上 (障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係) 総 雇
    - ・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備 (難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係) 難 総
- 等を推進する。



# 1 - ① グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進

## 現状・課題

- グループホームでは、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援が行われている。
- 近年、グループホームの利用者は増加しており、その中には、グループホームでの生活の継続を希望する者がいる一方で、アパートなどでの一人暮らし等を希望し、生活上の支援があれば一人暮らし等ができる者がいる。

## 見直し内容

- グループホームにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援を提供することが求められていることを踏まえ、**グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化する。**

※ ただし、グループホームにおける継続的な支援を希望する者については、これまでどおり、グループホームを利用することができる。

## 見直しのイメージ

### 現行の支援内容



- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施



### 一人暮らし等を希望する場合

居宅における自立した日常生活への移行を**希望する入居者**に対し、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等の支援を実施。



### 支援(例)

GH入居中：一人暮らし等に向けた調理や掃除等の家事支援、買い物等の同行、金銭や服薬の管理支援、住宅確保支援

GH退居後：当該グループホームの事業者が相談等の支援を一定期間継続

事業所数合計 11,526 利用者数合計 158,167人

事業所数・利用者数については、国保連令和4年4月サービス提供分実績



# 1 - ② 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

## 現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。 ※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

## 見直し内容

- **基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。**
- **市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。** ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。

## 本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ

市町村(①~③の整備・設置主体)

設置を努力義務化

①基幹相談支援センター  
(地域の相談支援の中核機関)

関係機関との  
連携の緊密化

相談支援事業者への支援  
(助言・指導等)  
主任相談支援専門員等

総合相談  
専門相談

障害者



※本人や家族等からの相談

日常的な相談

相談支援事業者

支援

相談

日常的な支援

サービス事業者

サービス利用  
計画策定等

連携

緊急時の相談・対応

拠点コーディネーター



地域移行の推進  
(体験の機会・場)

※複数の事業者が連携するなど  
地域の実情に応じて整備

整備を努力義務化

②地域生活支援拠点等  
(地域生活の緊急時対応や地域移行を推進するサービス拠点)

守秘義務を設ける

③協議会(個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場)

都道府県(管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な支援)

## 2 - ① 就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化等

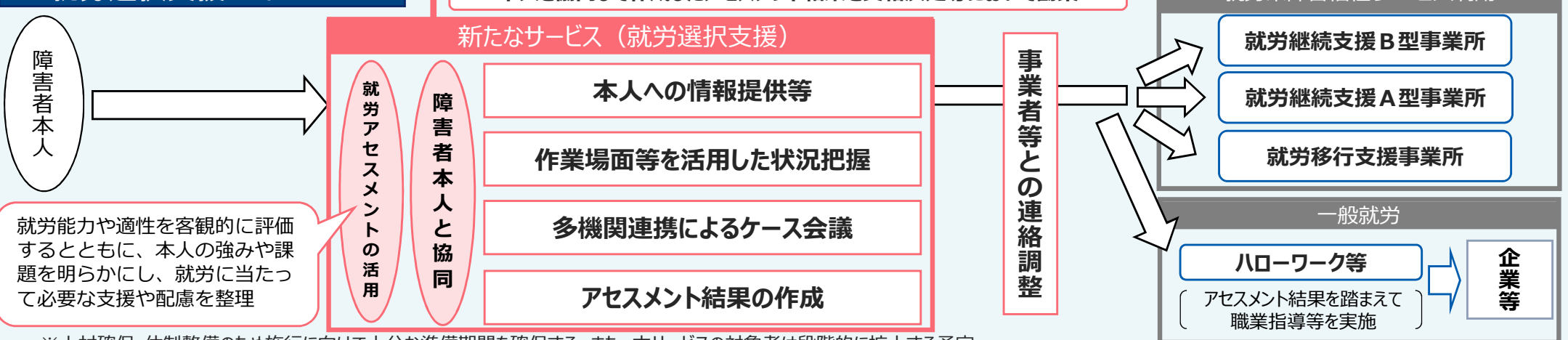
### 現状・課題

- これまで障害者雇用施策と障害福祉施策に基づき就労支援を進めている。※民間企業に約60万人、就労系障害福祉サービス事業所に約40万人が就労
- 障害者の就労能力や適性等については、現在も就労系障害福祉サービスの利用を開始する段階で把握しているが、それらを踏まえた働き方や就労先の選択には結びついていない面や、必ずしも質が担保されていない面がある。
- 就労を希望する障害者のニーズや社会経済状況が多様化している中で、障害者が働きやすい社会を実現するため、一人一人の障害者本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供することが求められている。

### 見直し内容

- 就労選択支援の創設（イメージは下図）
  - ・ 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、**就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）を創設する**（障害者総合支援法）。
  - ・ **ハローワークはこの支援を受けた者に対して、アセスメント結果を参考に職業指導等を実施するものとする**（障害者雇用促進法）。
- 就労中の就労系障害福祉サービスの一時的利用
  - ・ 企業等での働き始めに勤務時間を段階的に増やしていく場合や、休職から復職を目指す場合（※）に、**その障害者が一般就労中であっても、就労系障害福祉サービスを一時的に利用できることを法令上位置づける**（障害者総合支援法）。（※）省令で規定
- 雇用と福祉の連携強化
  - ・ **一般就労への移行・定着支援をより一層推進するため、市町村や障害福祉サービス事業者等の連携先として、障害者就業・生活支援センターを明示的に規定する**（障害者総合支援法）。

### 就労選択支援のイメージ



※人材確保・体制整備のため施行に向けて十分な準備期間を確保する。また、本サービスの対象者は段階的に拡大する予定。

## 2-② 短時間労働者（週所定労働時間10時間以上20時間未満）に対する実雇用率算定等

### 現状・課題

- 障害者雇用促進法においては、障害者の職業的自立を促進するという法の趣旨から、事業主に雇用義務が課せられているのは、週所定労働時間が20時間以上の労働者となっている。
- 他方で、障害特性で長時間の勤務が難しいこと等により、週所定労働時間20時間未満での雇用を希望する者は、いずれの障害種別でも一定数存在し、特に精神障害者が多い。こうしたニーズを踏まえ、週20時間未満の労働時間であれば働くことができる者の雇用機会の拡大を図ることが必要。

### 見直し内容

- 週所定労働時間が特に短い（大臣告示で10時間以上20時間未満と規定予定）**精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者**について、特例的な取扱いとして、事業主が雇用した場合に、雇用率において算定できるようにする。
- あわせて、これにより、週所定労働時間20時間以上の雇用が困難な者に対する就労機会の拡大を直接図ることが可能となるため、特例給付金（※）は廃止する。

※週所定労働時間10時間以上20時間未満の障害者を雇用する事業主に対し、雇用障害者数に応じ、月7千円/人（100人以下の場合は、月5千円/人）を支給するもの

### 雇用率制度における算定方法（赤枠が措置予定の内容）

#### <新たに対象となる障害者の範囲>

週所定労働時間が特に短い（大臣告示で週10時間以上20時間未満と規定予定）精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者

#### <カウント数> ※省令で規定予定

1人をもって0.5人と算定する。

週所定労働時間	30H以上	20H以上30H未満	10H以上20H未満
身体障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	0.5 ※	0.5

※ 一定の要件を満たす場合は、0.5ではなく1とカウントする措置が、令和4年度末までとされているが、省令改正を行い延長予定



## 2 - ③ 障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化

### 現状・課題

- 全ての事業主は、社会連帯の理念に基づき、障害者に雇用の場を提供する共同の責務を有しており、この理念のもと、障害者の雇用に伴う経済的負担を調整するとともに、障害者を雇用する事業主に対する助成を行うため、事業主の共同拠出による納付金制度を整備している。
- 事業主の取組の進展（実雇用率上昇）の結果、雇用する障害者の数で評価する調整金や報奨金が支出のほとんどを占め、雇用の質の向上のための支援を行う助成金の支出が限られている。

### 見直し内容

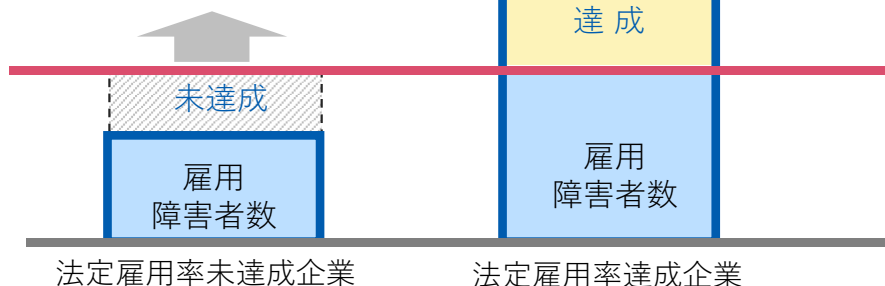
- 限られた財源を効果的に運用し、雇用の質の向上に向け、事業主による障害者の職場定着等の取組に対する支援を充実させるため、以下の見直しを実施。
  - ✓ 事業主が一定数を超えて障害者を雇用する場合、**当該超過人数分の調整金や報奨金の支給額の調整**
  - ✓ 事業主の取組支援のため、**助成金を新設**（雇入れや雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助の支援、加齢に伴い職場への適応が困難となった障害者への雇用継続の支援）

#### <納付金制度の概要> ※ 額は令和2年度の制度・主な実績

未達成企業(100人超) 353億円

「納付金」の徴収  
【不足1人当たり 月額5万円】

法定雇用  
障害者数



#### 調整金等の支給方法（赤字が措置予定の内容）

達成企業(100人超) 199億円

「調整金」の支給  
【超過1人当たり 月額2万7千円】

一定数(※)を超える場合、  
超過人数分の単価引下げ

達成企業(100人以下) 53億円

「報奨金」の支給  
【超過1人当たり 月額2万1千円】  
(納付金は徴収されていない)

※ 調整金は10人、報奨金は35人  
(対象数や単価は、政省令で規定予定)

企業全体 4億円

「助成金」の支給  
(施設整備費用等)

助成金を新設し充実

※ あわせて、障害者の雇用の促進等に関する法律に関し、以下の見直しを実施。

- 雇用の質の向上に向け、事業主の責務を明確化（適当な雇用の場の提供や適正な雇用管理等に加え、職業能力の開発及び向上に関する措置を追加）
- 就業機会の更なる確保につなげるため、
  - ・ 在宅就業障害者支援制度（在宅就業障害者に仕事を発注する企業に発注額に応じて特例調整金を支給するもの）の登録要件の緩和（団体登録に必要な在宅就業障害者の人数要件を10人から5人に引き下げる等）
  - ・ 事業協同組合のスキームを活用して複数の中小企業の実雇用率を通算できる特例について、有限責任事業組合（LLP）を対象に追加

# 3 - ① 医療保護入院の見直し

## 現状・課題

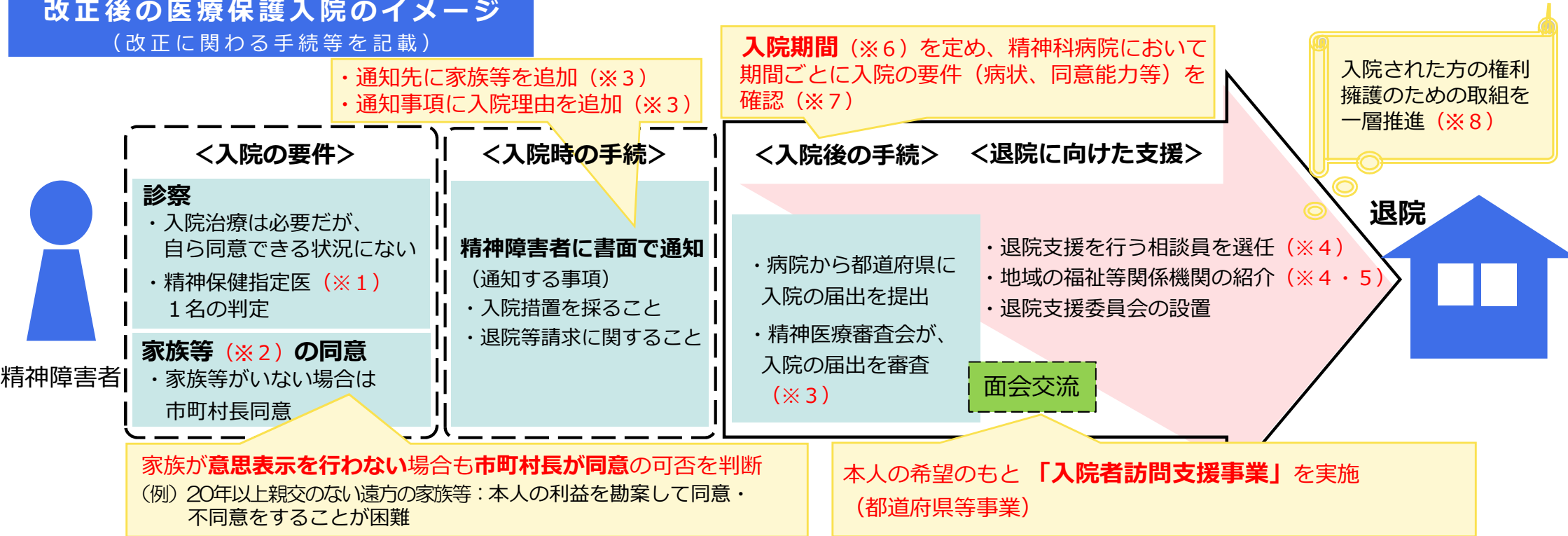
- 精神障害者に対する医療の提供は、できる限り入院治療に頼らず、本人の意思を尊重することが重要であるが、症状の悪化により判断能力そのものが低下するという特性を持つ精神疾患については、本人の同意が得られない場合においても入院治療へのアクセスを確保することが必要であり、医療保護入院の仕組みがある。

## 見直し内容

- **家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、誰もが安心して信頼できる入院医療の実現にむけて、入院者の権利を擁護するための取組を一層推進させるため、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。**

## 改正後の医療保護入院のイメージ

(改正に関わる手続等を記載)



※1 指定医の指定申請ができる期間を、当該指定に必要な研修の修了後「1年以内」から「3年以内」に延長する。 ※2 DV加害者等を「家族等」から除外する。  
※3 措置入院の決定についても同様とする。 ※4 措置入院中の方も対象とする。 ※5 現行努力義務→義務化。 ※6 厚生労働省令で定める予定。  
※7 入院の要件を満たすことが確認された場合は、入院期間を更新。これに伴い、医療保護入院者に対する定期病状報告に代えて更新の届出を創設。なお、入院期間の更新について、精神科病院の管理者は、家族等に必要な事項を通知の上、一定期間経過後もなお不同意の意思表示を受けなかったときは、同意を得たものとみなすことができることとする。  
※8 政府は、非自発的入院制度の在り方等に関し、精神疾患の特性等を勘案するとともに、障害者権利条約の実施について精神障害者等の意見を聴きつつ、必要な措置を講ずることについて検討するものとする検討規定を設ける(附則)。

### 3 - ② 「入院者訪問支援事業」の創設

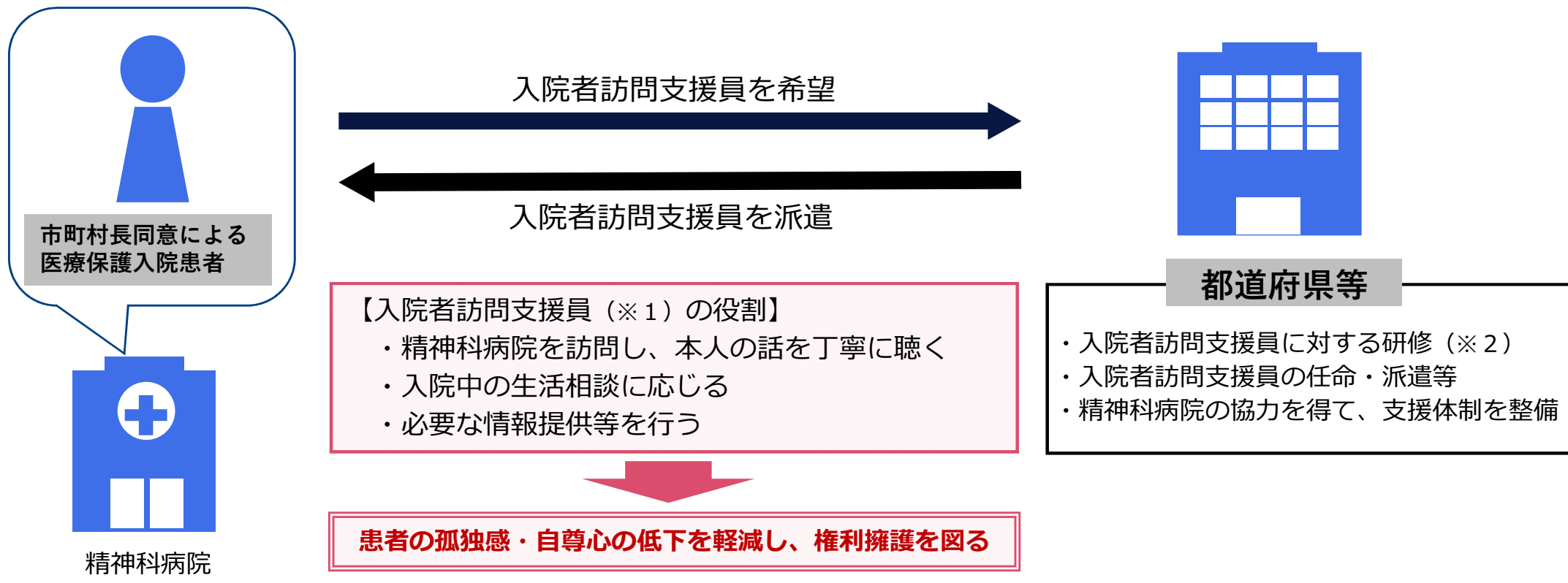
#### 現状・課題

- 精神科病院において、外部との面会交流を確保することは、患者の孤独感等を防ぐ上で重要。医療保護入院のような非自発的な入院の場合、家族との音信がない患者には、医療機関外の者との面会交流が、特に途絶えやすくなる。

#### 見直し内容

- 市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、外部との面会交流の機会を確保し、その権利擁護を図ることが必要である。そのため、**都道府県知事等が行う研修を修了した入院者訪問支援員が、患者本人の希望により、精神科病院を訪問し、本人の話を丁寧に聴くとともに、必要な情報提供等を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。** ※ 都道府県等の任意事業として位置付ける。

#### 「入院者訪問支援事業」 ※イメージ



※1 入院者訪問支援員には、患者の尊厳を保持し、常に患者の立場に立って誠実に職務を行うことを求めるほか、守秘義務を規定。

※2 具体的な研修内容は省令等で規定。例えば、精神医療保健福祉に関する制度や現状、精神科医療における障害者の権利擁護等を想定。

※ 精神保健福祉法の目的規定に「精神障害者の権利の擁護」等を追加。



# 3 - ③ 精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進

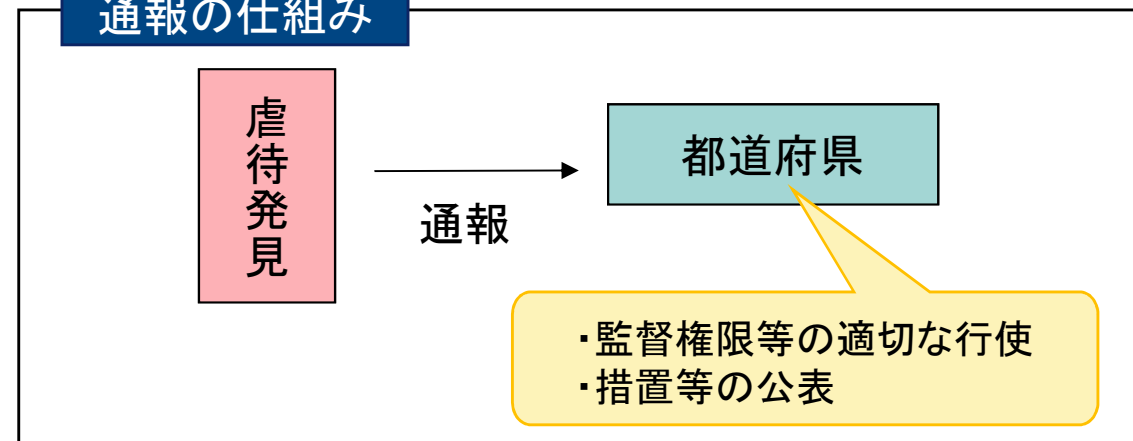
## 現状・課題

- 精神科病院における虐待防止のための取組を、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体で推進**することが必要。
- 職員等への研修、マニュアルの作成等、精神科病院の虐待防止に向けた取組事例を都道府県等を通じて周知し、虐待防止、早期発見、再発防止に向けた**組織風土**の醸成を推進している。あわせて、虐待が強く疑われる場合は、事前の予告期間なしに実地指導を実施できるとする等、都道府県等の指導監督の強化を図っている。

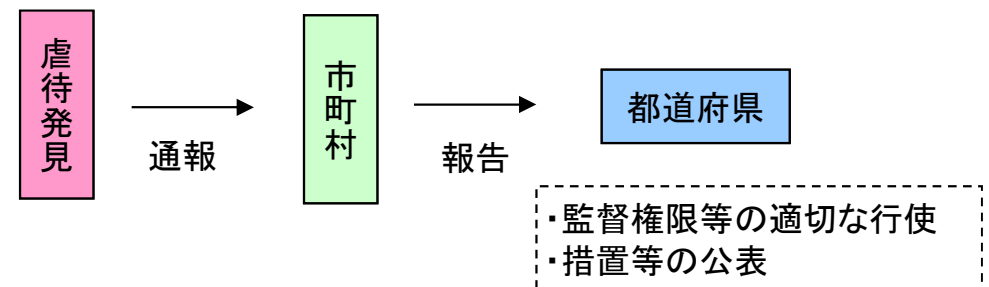
## 見直し内容

- 精神科病院における虐待防止のための取組を、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体でより一層推進**するため、以下の内容等を規定。
  - ① 精神科病院の患者に対する虐待への対応について、従事者への研修や患者への相談体制の整備等の虐待防止等のための措置の実施を、精神科病院の管理者に義務付ける。
  - ② 精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県等に通報することを義務付ける（※）。  
あわせて、精神科病院の業務従事者は、都道府県等に伝えたことを理由として、解雇等の不利益な取扱いを受けないことを明確化する。
  - ③ 都道府県等は、毎年度、精神科病院の業務従事者による虐待状況等を公表するものとする。
  - ④ 国は、精神科病院の業務従事者による虐待に係る調査及び研究を行うものとする。

## 通報の仕組み



※ 障害者福祉施設等では、障害者虐待についての市町村への通報の仕組みが、障害者虐待防止法に規定。  
虐待の深刻化を防ぎ、より軽微な段階で通報しやすい**組織風土**の醸成等を図り、障害者の権利利益の擁護に資する仕組みとして位置付けられている。



## 4-① 症状が重症化した場合に円滑に医療費支給を受けられる仕組みの整備

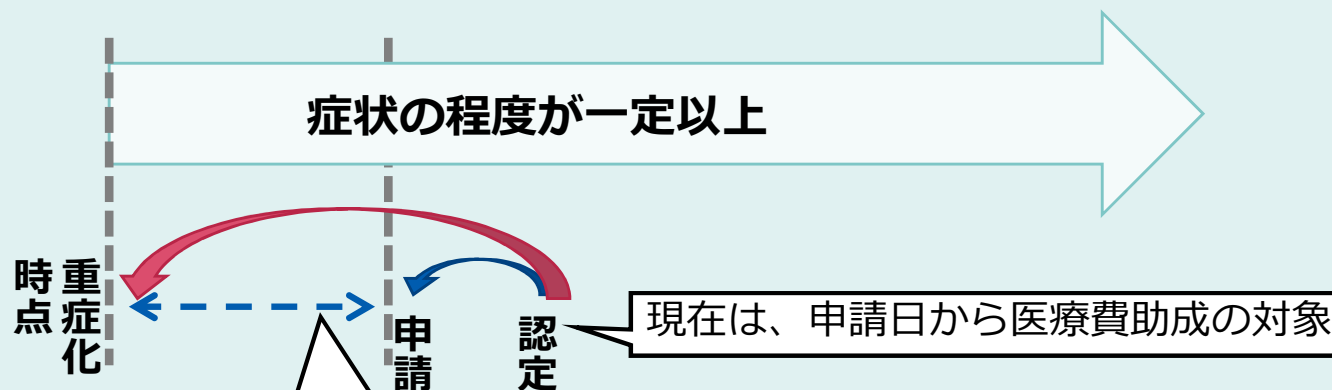
### 現状・課題

- 現行の難病・小慢の医療費助成の開始時期は、申請日。
- 医療費助成の申請に当たって、診断書が必要となるが、診断書の作成に一定の時間を要している実態があり、診断されてから申請にいたるまで時間がかかる。

### 見直し内容

- 医療費助成の開始時期を、「重症度分類を満たしていることを診断した日」(重症化時点)とする。
  - ただし、申請日からの遡りの期間は原則1か月とし、入院その他緊急の治療が必要であった場合等は最長3か月。
- ※軽症高額対象者については、軽症高額の基準を満たした日の翌日以降にかかった医療費を対象とする。

### 医療費助成の見直しのイメージ



重症化時点から医療費助成の対象  
(申請日から1か月を原則。ただし、入院その他緊急の治療が必要であった場合等は最長3か月まで延長。)

※遡りの期間は政令で規定予定

## 4 - ② 難病患者等の療養生活支援の強化①

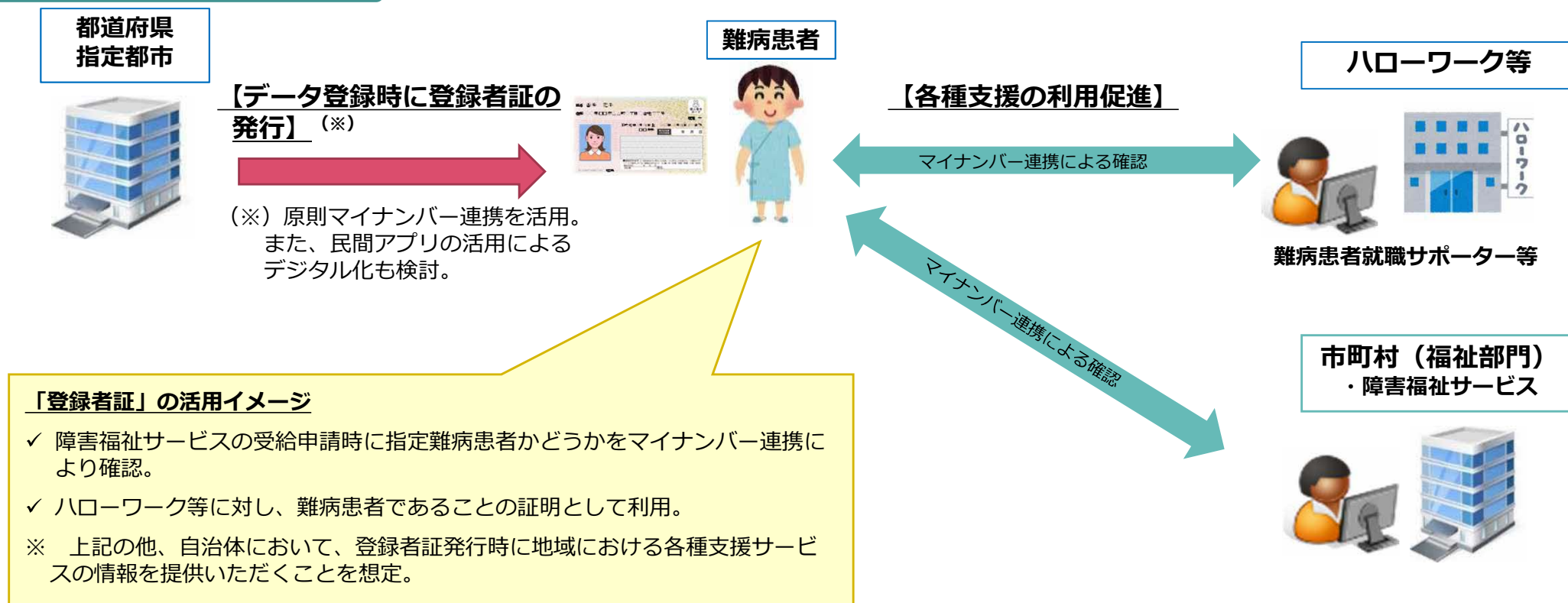
### 現状・課題

- 指定難病患者は各種障害福祉サービス等を利用できるが、必ずしも認知されておらず、利用を促進する必要がある。

### 見直し内容

- 福祉、就労等の各種支援を円滑に利用できるようにするため、都道府県等が患者のデータ登録時に指定難病に罹患していること等を確認し、「登録者証」を発行する事業を創設。その際、障害福祉サービスの申請窓口である市町村等において、マイナンバー連携による照会を原則とする。
- 「登録者証」情報について、これによりデータベースへのデータ登録の促進にも資することが期待される。

### 登録者証の活用イメージ





## 4-② 難病患者等の療養生活支援の強化②

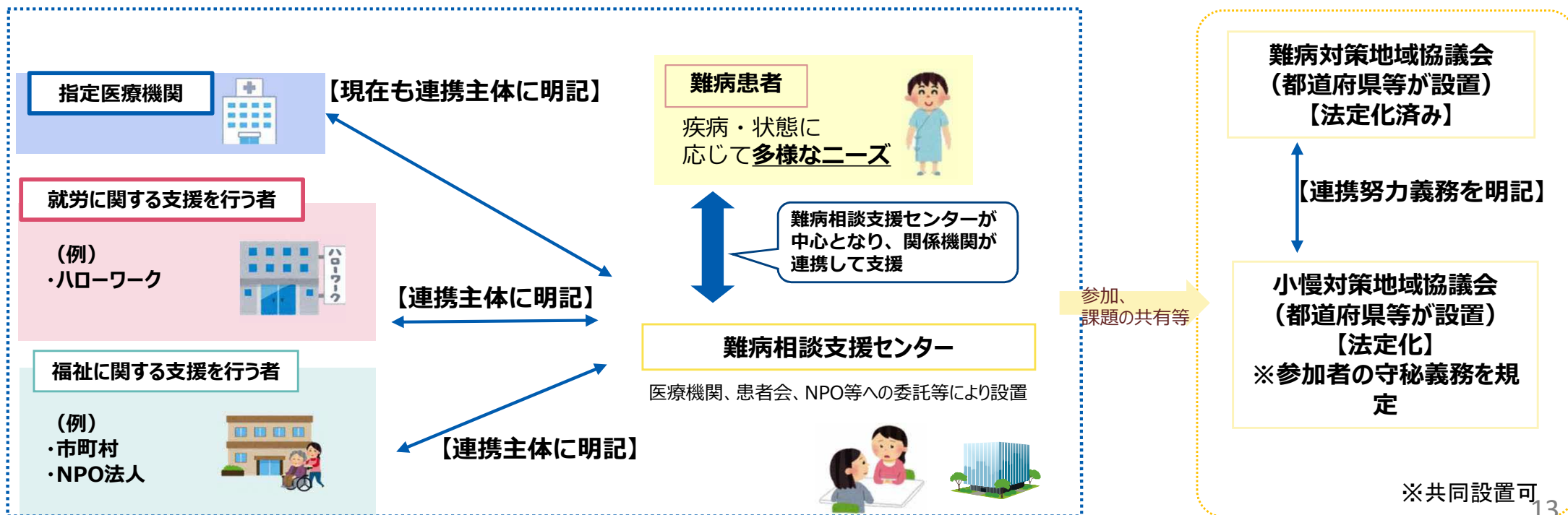
### 現状・課題

- ◆ 難病・小慢患者のニーズは多岐にわたることから、こうしたニーズに適切に対応するためには、福祉や就労支援など地域における関係者の一層の関係強化を図っていくことが重要。
- ◆ 小児慢性特定疾病児童等の成人期に向けた支援を一層促進するとともに、成人後の各種支援との連携強化に取り組む必要がある。

### 見直し内容

- ◆ 難病相談支援センターの連携すべき主体として、**福祉関係者や就労支援関係者を明記**。
- ◆ 難病の協議会と同様に、**小慢の地域協議会を法定化**した上で、**難病と小慢の地域協議会間の連携努力義務を新設**。

### 見直し後の地域における支援体制（難病）のイメージ



## 4 - ② 小児慢性特定疾病児童等に対する自立支援の強化

### 現状・課題

- 都道府県等が行う小児慢性特定疾病児童等自立支援事業について、任意事業の実施率が低いことが課題となっている。  
※療養生活支援事業：13.7%、相互交流支援事業：31.3%、就職支援事業：9.9%、介護者支援事業：2.3%、その他の事業：16.8%（令和3年度実績）

### 見直し内容

- 地域の小慢児童等やその保護者の実態を把握し、課題の分析等を行い、任意事業の実施及び利用を促進する「実態把握事業」を努力義務として追加。
- 現行の任意事業の実施を努力義務化。

### 見直し後の小慢児童等の自立支援のイメージ

#### 必須事業

##### 相談支援事業



個々のニーズ把握・相談支援  
・自立支援員による相談支援  
・ピアカウンセリング 等

支援ニーズに応じた  
事業の実施

#### 【努力義務化】

実態把握事業	地域のニーズ把握・課題分析等【追加】
療養生活支援事業	レスパイト等
相互交流支援事業	患児同士の交流、ワークショップ等
就職支援事業	職場体験、就労相談会等
介護者支援事業	通院の付添支援、きょうだい支援等
その他の事業	学習支援、身体づくり支援等

# 5 調査・研究の強化（障害者DB・障害児DB・難病DB・小慢DBの充実）

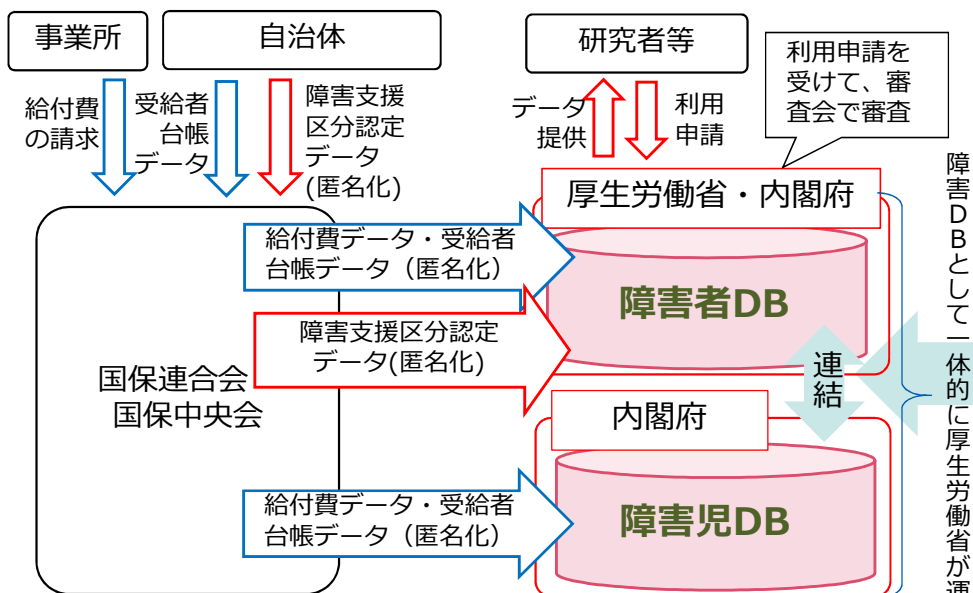
## 現状・課題

- 医療・介護分野においては、平成20年度にNDB、平成30年度に介護DBなど法的根拠の整備、施行が進んできており、障害福祉・難病対策の分野においても、DBの法的根拠の整備を進めていく必要がある。
- 他の公的DBとの連結解析を可能とするためのルール等が整備されていない。
- 難病DBについて、医療費助成の申請時に提出する指定医の診断書情報を登録しているため、医療費助成に至らない軽症者等のデータ収集が進んでいない。

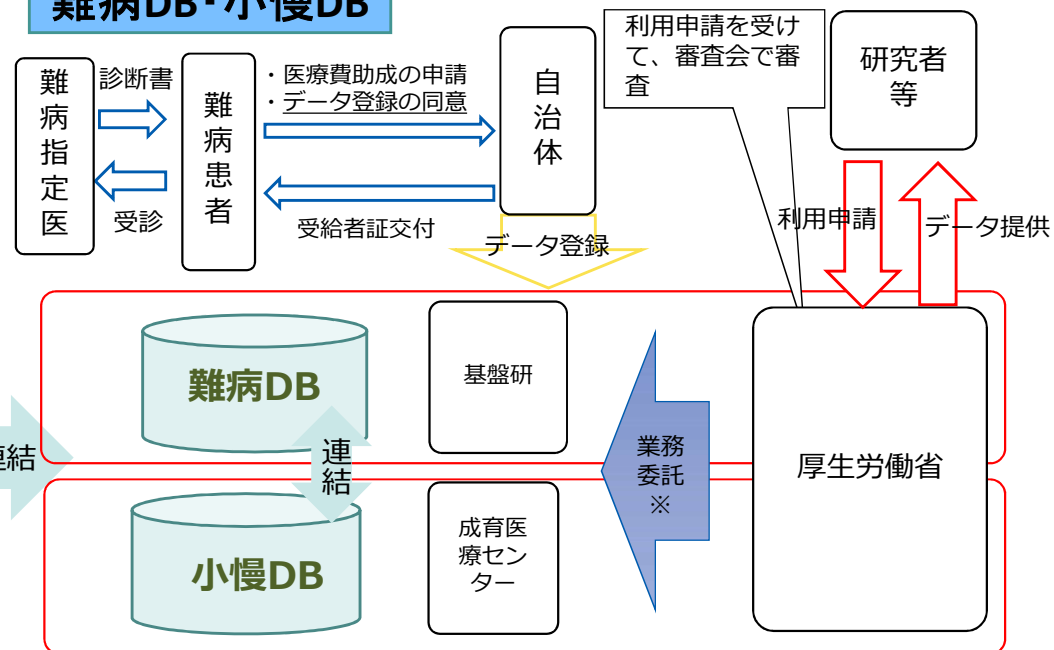
## 見直し内容

- **障害者・障害児・難病・小慢DBの法的根拠を新設。国による情報収集、都道府県等の国への情報提供義務を規定。**
- **安全管理措置、第三者提供ルール等の諸規定を新設。他の公的DBとの連結解析も可能とする。**
- 難病DBについて、登録対象者を拡大し、軽症の指定難病患者もデータ登録可能とする。

### 障害者DB・障害児DB



### 難病DB・小慢DB



※現行、予算事業としてDBを運営している。

※引き続き、難病は基盤研、小慢は成育への委託することを想定（委託規定を新設）

# 6-① 地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの導入

## 6-② 居住地特例の見直し

6-①

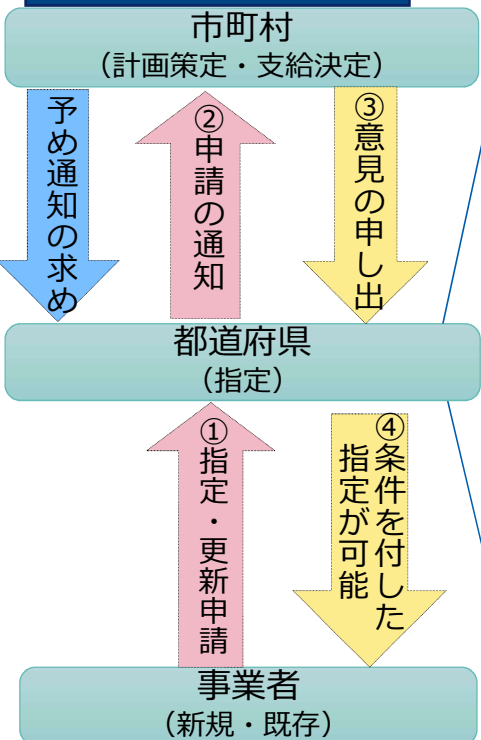
### 現状・課題

- 市町村が障害福祉計画等で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘がある。

### 見直し内容

- **都道府県の通所・訪問・障害児サービス等の事業者指定について、市町村はその障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出ることができること、都道府県はその意見を勘案して指定に際し必要な条件を付すことができ、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しができることとする。**

### 見直しのイメージ



#### 【想定される条件（例）】

- 1) 市町村が計画に記載した障害福祉サービスのニーズを踏まえ、事業者のサービス提供地域や定員の変更（制限や追加）を求めること
- 2) 市町村の計画に中重度の障害児者や、ある障害種別の受入体制が不足している旨の記載がある場合に、事業者職員の研修参加や人材確保等、その障害者の受入に向けた準備を進めること
- 3) サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供すること

※ 指定都市等は、自ら事業者の指定に際して条件を付すことができること等を政令で規定予定。

6-②

### 現状・課題

- 障害者支援施設等に入所する障害者は、施設所在市町村の財政負担を軽減する観点から、施設入所前の居住地の市町村が支給決定を行う（居住地特例）。
- 介護保険施設等の入所者が障害福祉サービスを利用する場合、施設所在市町村に財政的負担が集中するとの指摘がある。

### 見直し内容

- **居住地特例の対象に介護保険施設等を追加する。**
  - **また、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定（※）等について所要の規定の整備を行う。**
- （※）**居住系サービスであるグループホームを平成18年以降、居住地特例の対象として位置づけているもの。**

### 見直しのイメージ



利用サービス	実施主体の見直し
障害福祉(※)	B市 → A市へ
介護保険	A市 (住所地特例)

※入所者の利用例

- ・ 補装具：義肢、視覚障害者安全つえ
- ・ 同行援護：視覚障害者の外出支援

※ 特別養護老人ホーム、老人保健施設、有料老人ホーム等